

**「日本はひとつ」しごとプロジェクトの1年の取組**  
**～東日本大震災からの雇用復興に向けて～**



日本はひとつ  
しごとプロジェクト

平成24年3月  
厚生労働省職業安定局



# 目次

はじめに

第一章 震災発生からの当面の緊急措置	・・・・・・・・	1
第二章 震災からの復旧支援の推進	・・・・・・・・	15
第三章 本格的な復興段階に向けた対策の推進	・・・・・・・・	24
第四章 被災者を取りまく現在の雇用状況と今後の課題	・	33

(参考資料編)

○ 震災被災地の現在の雇用情勢	・・・・・・・・	40
○ 雇用労働対策に関する震災から1年の歩み	・・・・・・・・	51



## はじめに

2011年3月11日、牡鹿半島の東南東約130km付近の深さ約24kmを震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0、日本国内の観測史上最大の地震であった。

死者15,846名、重軽傷者6,011名、行方不明者3,320名の人的被害、全壊128,554戸、半壊243,430戸の建築物被害（2012年2月6日現在、警察庁HPによる）をもたらした東北地方太平洋沖地震に端を発する東日本大震災は、まさに未曾有の国難であり、今なお、日本は、津波の被害や東京電力福島第一原子力発電所の事故などから立ち直るには至っていない。

本報告では、この国難に、私たち厚生労働省の雇用労働対策に関わる職員が、どのように受け止め、雇用復興のために取り組んできたのか、震災から1年の軌跡を整理した。

この1年間、私たちは一同、関係省庁・自治体、民間団体の枠を超え、まさに「日本はひとつ」となって、被災地の就労支援・雇用創出に取り組み、一定の成果をあげてきた。



岩手県陸前高田市 奇跡の一本松

しかし、一方で、震災から1年が経過してなお、愛する人や土地を失った悲しみから立ち直れずに、未だ就労に向けた第一歩を踏み出せない方や、就きたいと思える職が見つからずに困難に立ち向かっている方も多くいらっしゃることを、改めて念頭におかなければならない。

こうした被災された方1人1人に届くような雇用支援を実施するため、これまでの経過を一度整理することは必要な作業であろう。

「東日本大震災からの復興の基本方針」にあるとおり、まさに、「被災地域の復興は、活力ある日本の再生の先導的役割を担うもの」となるよう、被災地域の雇用復興により日本全体の再生を図っていきたい。本報告は、その礎となるものとする。

平成24年3月9日



# 第一章 震災発生からの当面の緊急措置

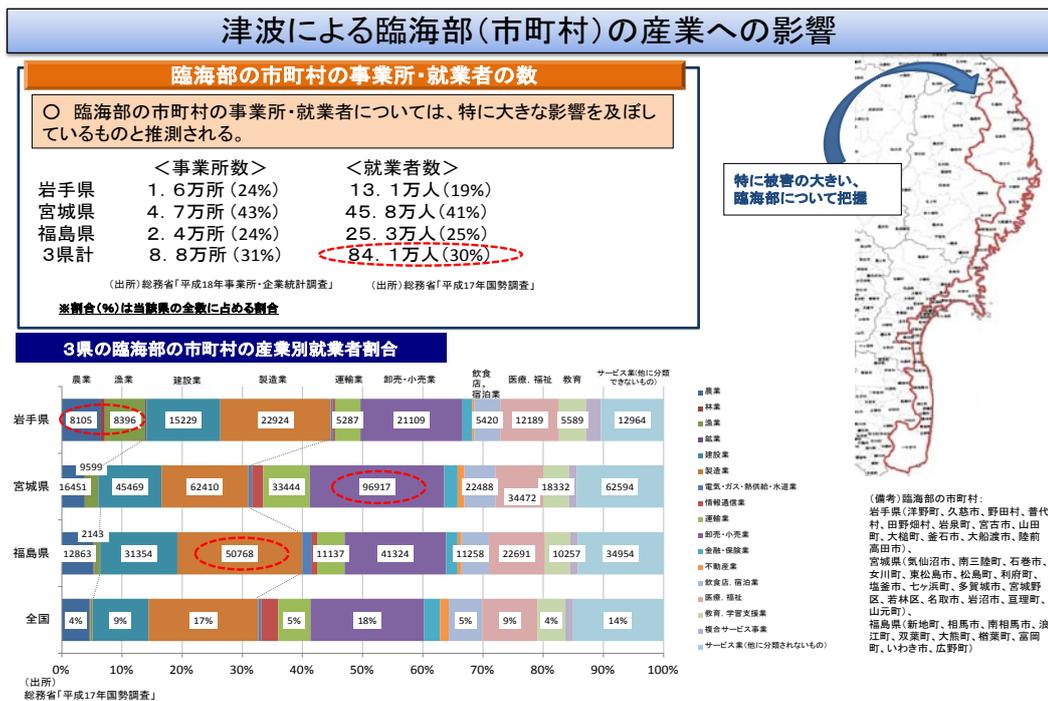
## 1 震災発生からの初動の対応

3月11日、14時46分、東北地方太平洋沖地震は発生した。

厚生労働省の入る合同庁舎五号館も直ちに全員待避の指示が出され、職員一同全体像のつかめないまま庁舎の目の前にある日比谷公園に2時間ほどの避難を余儀なくされた。雨の降り始めた17時前、ようやく庁舎への立ち入りが可能になり、報道されている情報を目の当たりにしたとき、過去に類をみない大変な事態であることを職員一同知るに至った。

被災地では、ハローワーク気仙沼が津波の被害により使用できなくなるなど、大きな被害が生じた庁舎もあったが、被害が甚大な地域にありながら庁舎が使用可能であったハローワーク大船渡、ハローワーク石巻等においては、地域住民の避難所として開放し、多くの避難民を受け入れ、ラジオによる情報提供や飲み水の提供などの対応を行った。

一方、当日は、首都圏でも大量の帰宅難民が発生し、合同庁舎五号館の講堂や、ハローワーク新宿など都内5カ所のハローワークも帰宅できない人々に開放されたが、一方、厚生労働省では、政府全体の緊急災害対策本部発足を受ける形で、震災当日には、厚生労働省災害対策本部（本部長：細川厚生労働大臣（当時））を発足させ、被災地の情報収集・緊急対策の速やかな実施に努めた。



職業安定局でも、まずは、被災地の労働局やハローワークを通じて情報収集を図るとともに、13日には休業中であっても失業給付の支給を受けられる特例措置を講じるなどの措置を緊急に講じた。当初、被災地をおそった甚大な被害故に十分な情報収集を図ることができず、また、首都圏でも震災発生後の週明けは計画停電の影響による交通網の麻痺や断続的に続く余震、ハローワークの全国ネットを支えるハローワークシステムへの影響など混乱は続いたが、過去の災害や震災を受けて実施した雇用対策の実績を踏まえ、初動で必要と考えられる対策を打ち出していった。

### (1) 当面の生活対策

被災地には、津波や火災などによって住居を失い、遠方に避難する方々が多く出ることが、まずは想定された。

このため、震災発生翌12日には、独立行政法人雇用・能力開発機構（現独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）に対して、災害の影響で住宅の倒壊等により居住できなくなった被災者を、全国の雇用促進住宅で受け入れるよう要請した。また、19日には、東京電力福島第一原子力発電所周辺からの自主避難を含む避難者についても、同様に当住宅で受け入れるよう要請するに至った。

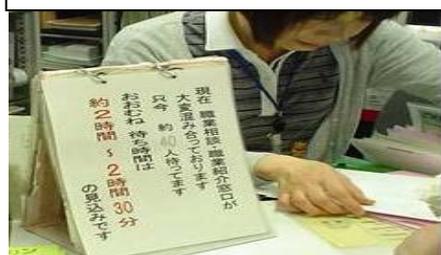
また、当初は、これまでの災害発生時の取扱いを踏まえ、6ヶ月間の貸与としていたものの、被害状況が明らかになるにつれ、避難の長期化が避けられないことが明白となったことから、被災者の要望等を踏まえ、被災者が希望すれば、6か月ごとに最長2年（平成25年3月末日）まで更新可能とした。

※入居決定戸数 7,285戸（平成24年2月9日現在）

一方、被災地では、ハローワークに職業相談や生活相談などのために訪問する方や今後の事業展開に関連した相談などのために訪問する事業主が増えることが想定されたため、12日、被災地のハローワークには、特別相談窓口を設置した。その後、遠方避難者も続々と増えることが見込まれたことから、25日には被災地以外のハローワークでも被災者用の特別相談窓口を設置し、被災者が適切な相談を受けることができるよう努めた。こうした支援を円滑に行うた



ハローワーク郡山の混雑の様子



め、個別にきめ細かな支援を心がけるのは当然のことであるが、就労支援を必要としている被災者のおかれた全体像を把握する必要が欠かせないことから、ハローワークの全国ネットを活かす方策の1つとして、東北地方太平洋沖地震被災者を統計的に把握するための取組も、週明けの14日から行った。

また、東日本大震災により従前利用していたハローワーク等の利用が困難となった求職者等に対しては、ハローワークの付属施設で、各施設の対象者以外の方についても、生活支援や職業紹介等の行政サービスを適切に実施するよう心がけた。

## (2) 就職支援・マッチング支援

ハローワークの職業紹介業務を円滑に実施するため、求職者に対しては、本人の状況確認、求職希望条件の確認等を、求人企業に対しては、被災求職者の雇い入れ等に係る求人の留意事項（面接・赴任旅費の負担等の確認等）を確認するよう徹底し、マッチング機能の向上を図った。

そのうえで、当時、避難所等に避難している方の多くは、ハローワークに来訪するのが困難な状況にあったことから、避難所等への出張相談等を積極的に実施し、避難者の現状把握に努めるとともに、合同就職面接会の積極的な実施も行った。なお、出張相談に当たっては、就業していた事業所の消失による賃金の未払いや労災保険給付等、労働基準関係の相談や住宅、子弟の教育、家族の介護等に関する相談もできるよう、労働基準監督署や市町村、年金事務所等と連携したワンストップサービスを心掛けた。

- ・出張相談件数…（全国 4,946 回、20,214 件（1/31 現在））
- ・合同就職面接会実施件数…（全国 87 回（1/31 現在））



出張相談の様子（福島労働局）

また、被災地の雇用機会が非常に限られている中で、遠方に避難する方も出てきていたことから、全国のハローワークでは、「震災被災者対象求人」として、被災者に対して優先的な取扱いや、社宅・寮の確保など一定の配慮を行う求人確保を指示した。24日には、震災により離職を余儀なくされた求職者の早期再就職を支援するため、災害救助法適用地域（東京都を除く）を、職業転換給付金のうち「広域求職活動費」（遠隔地面接旅費相当）、「移転費」（転居費相当）、「訓練手当」の支給対象となる地域として指定した。

### (3) 新卒者の支援

被災地の就職支援で被災後もっとも直近の課題として懸念されたのは、3月という時期的な要因もあって、新卒者の就職支援であった。

このため、3月22日には、東日本大震災により、被災新卒者の就職活動に支障を来すことのないよう、厚生労働大臣及び文部科学大臣から主要経済団体等（258団体）に要請を行うとともに、内定取消し者等に対する就職支援等を実施した。具体的には、採用内定を得ている被災地の新卒者等が、可能な限り予定していた期日に入社できるよう最大限努力することや、一方で、現在就職活動中の大学生等に関しては被災地居住者であることによる不利益を最大限縮小させるため、大学生等の採用選考活動に当たり、エントリーシートの提出の締切り等について柔軟に対応すること等を要請した。

こうした要請にあわせる形で、28日には、全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、学生・生徒等から相談があった採用内定取消し等の事案を確認し、必要に応じて当該事業所を管轄するハローワークと連携して事業主への指導等を実施するとともに、内定取り消しを受けた学生に対するジョブサポーターなどを活用した集中的な就職支援の実施を指示した。こうした取組のほか、後ほど説明するが、奨励金の拡充措置も講じる等の集中的な支援の結果、8月までに、内定取消し者（全469名）のうち307名の就職が実現したほか、入職時期繰り下げ者（全2,556名）のうち2,330名が入職済みとなった。

### (4) 雇用維持・失業者支援

震災の発生翌日には、過去の震災発生時の教訓を活かし、災害救助法の指定地域にある事業所の事業が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した場合も雇用保険の基本手当を受給できる特例を実施するとともに、翌13日には、「東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できる特例を実施した。これにより、被災者にとっては失業・離職という選択肢を取らずに、一定期間の所得保障を受けることが可能になった。

また、自宅を失い、遠方に避難している被災者のために、住居を管轄するハローワーク以外のハローワークでも受給できる特例を、12日から実施した。さらに、休業中も受給できる特例により受給する際に必要となる休業票の作成に当たって、災害の影響や被災者の避難状況により、証拠書

類の確認が困難な場合等もあることから、特例的に、関係者の証言や当該地域での賃金相場等に基づき職権により休業票を作成することができることにする等の措置も講じた。

一方、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が休業等を行い従業員の雇用を維持した場合に、それにかかった費用の一部を助成する雇用調整助成金に関しては、17日に、震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業所のうち、特に被害の大きかった青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主について、

- ・ 震災により突然休業を余儀なくされた場合に速やかな支援を実施することができるよう、生産量等の確認期間を最近3か月から最近1か月に短縮
- ・ 生産量等が減少する「見込み」の場合でも申請を可能にする
- ・ 本来は事前に休業等実施計画届を提出する必要があるが、震災による混乱の中で、事前提出の難しい状況が予想されたこと及び被災地では休業が実施されることがある程度明白であったことから、計画が提出される前に実施された休業についても、事後に計画届が提出された場合、3月11日まで遡って助成対象とする

等の支援を実施することを通知した。

当助成金の取組は政策的インパクトも大きいことから、経済団体や関係省庁へ周知を依頼し、また、各種説明会による周知（労働局における説明会、社会保険労務士会や事業主団体への説明）に努めた。

また、3月28日及び30日には、事業主が、東日本大震災により被害を受けた派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をするよう、厚生労働大臣名で人材派遣関係団体や主要経済団体に対して要請を行った。

さらに、4月1日には、民間の職業紹介会社等が、避難所などで被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるようにするため、窓口ごとにパーティションで仕切りを設けること等を不要とする、業務実施方法についての要件を緩和するなどの措置を講じた。

## （5）体制の構築

被災地では、震災後ハローワークに来訪する人々の数が爆発的に増えたことから、被災3県内の被災地域のハローワークでは平日の開庁時間の延長や土日祝日の開庁を行うとともに、これまで以上にきめ細かな行政サービスを実施するため、体制の構築が必要となった。



神奈川労働局の応援派遣職員による相談の様子(石巻所)

このため、まず初動では、厚生労働省本省の職員で、過去にハローワークの窓口で勤務した経験を有する者などを、4月3日から被災3県に応援派遣するとともに、震災対応のための職業相談員（一般）を被災3県合計で160名増員した。

その後、甚大な被害を受けた岩手、宮城及び福島局での行政需要が当面高止まりすることが予想されたこともあり、こうした支援体制を維持する必要性から、3県の労働局に対し、職業紹介業務、雇用保険業務、雇用調整助成金をはじめとする助成金審査業務、労災保険給付業務、未払賃金立替払事業の認定・確認業務、災害復旧工事等に対する安全衛生指導・監督指導等の業務を迅速かつ適切に処理するため、全国ネットワークを活かして、4月10日から全国規模での応援派遣を実施した。これまでに、全国の都道府県労働局から延べ20,576人（岩手5,424人、宮城10,403人、福島4,749人。平成24年2月25日現在）の業務に精通した職員の派遣を実施し、被災地で急増した業務の迅速かつ的確な処理に寄与した。なお、こうした業務に精通した職員を派遣することによる、被災地外の負担を軽減するため、事後に相談員の補充等による対応を行っている。

※ 応援派遣については「政府広報オンライン」HP「全国からの応援で被災者の就労支援「日本はひとつ」しごとプロジェクトの取り組み」（以下URL）を参照

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/201111/torikumi/hwsendai.html>

一方、首都圏では、東京電力福島第一原子力発電所の事故等に伴う計画停電により、ハローワークシステムが停止を余儀なくされた場合や、各ハローワーク内が停電となった場合の対応などを予め整理する必要などにも迫られた。実際には、システムが停止したハローワークもあったが、大きな混乱は生じず、業務を遂行することができた。

## （6）職業訓練の特例等

震災の被害は職業訓練を行う施設にも及び、これによって訓練を継続して実施することが困難となったものも出てきた。このため、訓練の受講者及び訓練実施機関の被る不利益に対応するため、訓練期間、修了要件、受講期間中の給付の特例などを実施した。

## 2 被災者等就労支援・雇用創出推進会議の立ち上げ

震災から1週間経過した17日には、防災担当大臣を本部長とする被災者生活支援特別対策本部（支援チーム）が設置され、物資調達や避難所支援などが本格化されるに至った。

被災地の復旧・復興に向けた最重要課題の1つである雇用についても、「就労支援・雇用創出」という観点に立ち、政府一体で実施する必要があることから、関係省庁の連絡会議を開催することになり、26日、事務次官等の参集する会議で了承され、連絡会議が発足することになった。

こうした連絡会議は、通常の場合、事務局を内閣官房もしくは内閣府が務めることとなるが、震災後の混乱で両者とも人手が不足していたことや、緊急事態においては雇用対策に精通した厚生労働省がイニシアティブを發揮したほうが円滑な支援につながるという考えにより、厚生労働省職業安定局雇用政策課が事務局を務めることになった。

政府緊急災害対策本部に設置された被災者等生活支援チームの下の検討会という位置づけで発足し、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」と名付けられた当会議は、当初、総務省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省、環境省の6省庁で発足し、後に内閣府、文部科学省が加わることになった。

座長は小宮山厚生労働副大臣（当時）、事務局長を小林厚生労働大臣政務官（当時）、津川国土交通大臣政務官（当時）が務めた。なお、現在は牧厚生労働副大臣が座長、津田厚生労働大臣政務官と津川国土交通大臣政務官が事務局長となっている。

## 3 「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1の取りまとめ・実施

3月26日土曜日に発足することになった当会議は、28日に第1回被災者等就労支援・雇用創出推進会議を開催するため、土日を徹して作業が進められた。こうして迎えた第一回会議では、松本内閣府防災担当大臣（当時）、平野同副大臣（当時）も出席され、設置要綱の確認、各省の取組状況、今後概ね1週間で当面の施策をとりまとめる旨のスケジュールが了承された。

31日の第2回会議で、施策とりまとめの骨子として

- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
  - ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災者が被災地以外の地域に就労可能にしていくことなどにより、被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく。
- という基本方針及び、「復旧事業等による確実な雇用創出」「被災した方々と

しごととのマッチング体制の構築」「被災した方々の雇用の維持・確保」からなる3本柱を策定した。

#### 被災者等就労支援・雇用創出推進会議の様子



そして、震災から約1ヶ月を経過した4月5日の第3回会議の場で、緊急総合対策として「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1がとりまとめられた。

震災から1ヶ月を経過した4月は、被災地の雇用情勢に、ちょうど、急激に震災の影響が見え始めてきた

頃であった。被災3県の新規求職者数が4月には48,947人（前月比74.3%増）となったほか、雇用保険受給資格決定件数は43,944人（前年同期比213.1%増）となり、ハローワークには、開庁時間前から入り口前に行列ができ、時間中も庁舎内に求職者があふれかえるような事態になった。

一方、世界有数の技術を有する多くの事業所が被災により生産活動の停止を余儀なくされたことにより、サプライチェーンが寸断され、被災地以外の事業所でも生産活動の停止を余儀なくされる事態となった。このことは、図らずも日本の技術力が依然として高いことを明らかにしたが、全体的には、電力問題、1ドル70円台の円ドル水準等とあわせて、我が国の経済システムが抱える潜在的な脆弱性を顕在化させた。

こうした問題がまさに顕在化しようとしていた4月5日、予算措置や法律措置などを講じずに実施できるものとして取りまとめられた「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1を踏まえ、厚生労働省としては、以下のとおり対策を講じていった。

## <「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1概要>

### 「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1（第1段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1段階とりまとめ）

#### 1. 基本的対処方針

平成23年4月5日



- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災者が被災地以外の地域に就労可能にしていくことなどにより、被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく。

#### 2. 当面の緊急総合対策

##### 復旧事業等による確実な雇用創出

- 復旧事業の推進
  - ・インフラ復旧、がれきの撤去、仮設住宅の建設
  - ・被災住宅の補修・再建
- ◎重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充
  - ・「震災対応分野」を重点分野雇用創造事業の対象に追加
  - ・雇用期間の1年の制限を廃止
- ◎地元優先雇用への取組
  - ・当面の復旧事業における地域の建設企業の受注確保を推進
  - ・ハローワークへの復旧事業の求人提出を民間事業者等に要請
  - ・被災離職者を対象とした雇入れ助成金によるインセンティブ付与

##### 被災した方々としごととのマッチング体制の構築

- (1) 被災地におけるマッチング機能強化
  - 「日本はひとつ」しごと協議会の創設
    - ・都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で設置
  - 「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大
    - ・避難所へのきめ細かな出張相談
    - ・農林漁業者、自営業者に対する支援
    - ・職業訓練の機動的な拡充・実施
  - 被災地域の就労支援等
    - ・被災者向けの合同企業説明会の開催
    - ・業界団体等に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘
- (2) 被災地以外におけるマッチング機能強化
  - ・住居の確保・地元生活情報の提供
  - ・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保

##### 被災した方々の雇用の維持・確保

- ◎雇用調整助成金の拡充
  - ・5県の特例をさらに必要な地域に拡大
  - ・被災地の事業所等との取引関係が緊密な被災地外の事業所等に新たに特例措置
- 中小企業者等の経営再建支援
- 新卒者の内定取消しの防止等
  - ・被災新卒者内定取消し防止作戦の実施
  - ・奨励金の拡充による被災学生などへの就職支援
    - ・重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用
    - ・被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表
- 解雇・雇止め・派遣切りへの対応

#### 3. 効果的な広報による被災者の方々への確実な周知

### (1) 復旧事業等による確実な雇用創出

#### ① 重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

被災した方々の雇用の場を確保するため、リーマンショック以後に都道府県に設置した重点分野雇用創造事業の基金を活用して、当該事業の対象分野に新たに「震災対応分野」を追加した。避難所での高齢者や子どもの見守り、地域の安全パトロールなど被災した方々を雇用して幅広い事業を展開できるようにする措置であった。



雇用創出基金事業により、仮設住宅に避難している方を雇用。  
仮設住宅の運営（コミュニティづくりのサポート等に従事）に従事

当該事業は、既存のスキームを活用したこともあり、各都道府県の初動の動きも早く、被災3県では4月中に合計12,000人分の雇用創出計画を立て、県民の雇用に対する不安を払拭することにつながった。例えば、岩手県では臨時職員として直接雇用する120人分を4

月 7 日からハローワークで募集開始する等といった迅速な対応であった。  
その後の予算措置なども含め、現在のところ、当該事業では被災 3 県で約 29,600 人の雇用創出を図っている。

また、重点分野雇用創造事業及び緊急雇用創出事業での雇用期間は、現行最長 1 年以内とされているが、被災した方々については雇用契約の更新を可能として 1 年を超えて雇用できるようにする措置も講じた。

## ② 地元優先雇用への取組み

地元の被災した方々の雇用を確保するため、

- ・ 当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する（地方公共団体についても同様の取組を求める）
- ・ 復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者に求める
- ・ 被災した離職者を対象にした雇入れ助成金（平成 23 年 5 月 2 日に創設する被災者雇用開発助成金（大企業 50 万円、中小企業 90 万円））やトライアル雇用によりインセンティブを付与して地元の方を紹介する

といった取組を行った。

このため、4 月 5 日には、関係省庁連名で、被災者の受け入れに積極的な企業の発掘や求人情報のハローワークへの提出を関係 460 団体に要請した。また、応急仮設住宅建設では、地元事業者の活用に向けた各県の取組を支援するため、事業者の応募条件の整理等にも協力し、被災 3 県で県内事業者の公募が実現した。フェーズ 1 で設置された「日本はひとつ」しごと協議会には、各県の建設業協会の長等にも参加いただき、地元企業活用の方策を議論するとともに、こうした事業者の求人情報がハローワークに提出されるよう協力体制を構築した。この結果、被災 3 県の建設業の新規求人数は 4 月から本年 1 月までの合計で約 50,000 件の規模となる等の成果をあげた。

## （2）被災した方々としごととのマッチング体制の構築

### ① 「日本はひとつ」しごと協議会の創設

増大する復旧事業や様々な分野の就労機会を、被災した方々の就労に確実に繋げていくためには、自治体、国の出先機関、関係団体等が情報の共有化を図り、生活支援から効果的な就労支援までを一体的に図る必要があ

る。

このため、都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体等が参集する「日本はひとつ」しごと協議会を、地元の事情に配慮しつつ、被災県ごとに設置し、

- ・ 復旧事業の受注企業等の情報収集やとりまとめ
- ・ 被災した方々、被災地の企業、資材の優先的な雇用・活用
- ・ 復旧事業の求人のハローワークへの提出

といった点について地域レベルで合意し推進することにした。

この結果、全ての都道府県で4月28日までに同協議会は設置され、被災者の就労支援に向けた地域の協力体制を構築している。



宮城県 「日本はひとつ」しごと協議会の様子

## ② ハローワーク機能の拡大

被災地の広範な地域で長期間の避難所暮らしを強いられている方の自立を促すとともに、農林漁業が盛んな地域特有の多様な就労ニーズを適切に就労につなげていく必要があると考えられるため、これに対応すべく、以下のとおりハローワークの機能を拡大した。

### 1) 様々な機関とのネットワークの構築

ハローワークと自治体、建設関係団体、商工会議所や農協、漁協など様々な機関とのネットワークを構築し、復旧事業や被災した方々のニーズに対応した求人を開拓することを指示した。

この取組は、各労働局が事務局を務めている「日本はひとつ」しごと協議会の枠組を活用しつつ、ハローワーク単位でのネットワークを構築することを求めるものである。

## 2) 避難所へのきめ細かな出張相談

フェーズ1の策定前から既に取り組んでいたが、ハローワーク職員が避難所に赴き、被災した方々に対して、メンタル面を含めたきめ細かな職業相談サービスや、様々な機関の支援策を情報提供することを改めて整理・指示した。なお、遠隔地への就職を希望される被災した方には職業転換給付金を活用した移転費用支援などを行うことにした。

## 3) 農林漁業者、自営業者に対する支援

ハローワークの主な対象者は離職した会社員であるが、今回の被災地の地域特性を踏まえ、農林漁業や自営業の離職者についても関係機関と連携して積極的に支援することにした。復興までの間、被災地以外の農業への就職を希望する者の広域職業紹介を農林水産省等と協力して実施するため、

- ・ 水産庁から提供された漁業者受入事業所情報を、被災地等の避難所やハローワーク、当管内の漁協などに情報提供し、職業相談などを適切に行うこと
- ・ 全国農業会議所・全国新規就農相談センターから提供された農業分野に関する被災者支援求人情報を、被災地等の避難所や、ハローワーク、当管内の農協などに情報提供し、職業相談などを適切に行うこと

等の指示が4月中には出された。

こうした取組は、農林漁業者の地元を離れたくないという思いや、特に漁業に関しては三陸海岸が日本有数の豊かな漁場であったこと、復興に向けた目処が未だ見えない部分があること等により、大規模な移転にはつながらなかったが、

- ・ 全国農業会議所等が（社）日本農業法人協会と協力して収集した377人の求人情報のうち、26名が雇用（12月13日時点）
- ・ 水産庁が収集した被災者用漁業関係求人情報206人のうち、6名が雇用（1月13日時点）

など、広域就職を希望される方を、1人1人きめ細かく就職支援することに繋がると言える。

## 4) 職業訓練の機動的な拡充・実施

訓練定員の拡充や災害復旧のための建設機械の運転に必要な技能や知識を取得する被災した方向けの特別コースの設定など、被災地や被災した方の受入先等における公共職業訓練を機動的に拡充・実施した

(なお、その後緊急人材育成支援事業により実施される職業訓練(以下「基金訓練」という。)及び求職者支援訓練でも、特別訓練コースの設定を認めることにした)。平成24年1月までに被災3県において610名分の震災対策の公的職業訓練(特別コース)を実施している(内訳:公共職業訓練341名分、基金訓練及び求職者支援訓練269名分)。



**特別訓練コースの実施(岩手県宮古市)**

なお、訓練施設が被害を受け、公共職業訓練の実施が困難となった場合の受講者(訓練延長給付の受給者)などへの対応について、①他の訓練をハローワークの受講指示により受講することになった場合は前後の訓練の間の期間も含め他の訓練を受け終わるまでの期間について訓練延長給付を支給すること、②他の訓練が短期間で見つからない場合も他の訓練に移行するための求職活動を行っている間については、受講指示を取り消さず、当初の訓練期間を限度として訓練延長給付を支給すること、などの対応を行った。

### (3) 被災した方々の雇用の維持・確保

#### ① 雇用調整助成金の特例

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の災害救助法適用地域が対象となっていた雇用調整助成金の特例措置を、4月5日に栃木県、千葉県、新潟県、長野県の災害救助法適用地域にも拡大した。また、これに加えて、被災地にある工場の被害による部品供給制約や計画停電により、事業活動に影響が生じていたことから、被災地の事業所と一定規模以上の経済的関係を有する被災地外の事業所及び計画停電の影響を受けた事業所についても特例の対象とした(休業等実施計画届の事後提出の特例を除く)。

また、津波被害等により書類を紛失した事業所について、できる限り手続きの簡素化を図った。

#### ② 被災した学卒未就職者の支援の充実

4月6日から、ハローワークの紹介により、被災地の卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金については、支給金額の拡充・要件緩和を実施した。卒業後3年以内の既卒者(高校・大学等が対象)を正規雇用へ向けて育成するため、まずは有期で雇用し、その後正規雇用へ移行

させる事業主に対し、ハローワークで支給する奨励金について、被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、50万円から60万円に拡充する等の措置を講じた。

### ③ 解雇・雇止め・派遣切りへの対応

東日本大震災による経済活動と解雇、雇止め、いわゆる「派遣切り」など雇用への影響が懸念される中、できる限り雇用の安定を図るため、被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談対応をするための「緊急相談窓口」の開設や、産前産後休業や育児休業などを理由とする解雇や性別を理由とする解雇等への相談対応のため、被災地を中心とする雇用均等室に「雇用均等特別相談窓口」を設置した。

また、事業主への周知を図るため、人材派遣関係団体や主要経済団体に対し、事業主が雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をしていただけるよう、厚生労働大臣の名により要請を実施した。

こうした取組により、きめ細かな労働相談等を通じて個々の事情の把握を図りつつ、雇用の維持・確保を図った。

## 第二章 震災からの復旧支援の推進

### 1 「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2の取りまとめ

「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1を4月5日に策定した後、直ちに次の段階であるフェーズ2の検討に着手した。

震災による甚大な被害からの復旧には一刻の猶予も無いことから、まずは、予算措置の必要のない緊急総合対策としてフェーズ1を取りまとめ、復旧事業が実際に被災地の方々の仕事に繋がるような仕組みの構築を図った。

一方、東北地方の沿岸部を中心にインフラのほか、事業所や住居に壊滅的な被害が生じたことに加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故も加わり、多くの住民が、住居や職場のある地元から遠く離れた生活を長期的に余儀なくされる事態となったことから、被災した方々の就労機会の確保等のため、数段階に及ぶ補正予算・法律措置による対応を図る必要が生じていた。

このため、4月21日に第4回被災者等就労支援・雇用創出推進会議を開催し、フェーズ1の進捗状況の確認を行うとともに、「日本はひとつ」しごとプロジェクトの基本的対処方針である

- ・ 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ・ 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、被災した方が被災地以外の希望した地域に就労可能にしていくこと

を念頭に、補正予算・法律措置によって、相当程度の雇用創出・維持効果が期待される施策を、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2としてとりまとめる旨の骨子を議論した。

こうした議論を踏まえ、第1次補正予算・法律措置での対応を踏まえた総合的な雇用対策を「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2として4月27日に取りまとめた。フェーズ1の取組などにより、この時点で把握している限りで既に4.4万人の雇用予定や求人が確保されていたが、内閣府の施策効果に基づく試算によれば、フェーズ2を実施することにより、新たに、雇用創出が20万人程度、雇用下支えが150万人超、合計170万人を上回る雇用創出・下支え効果が期待されることが説明された。

フェーズ2を盛り込んだ第1次補正予算及び関連法案は祝日の29日に閣議決定された後、同日中に国会に提出され、5月2日には、異例のスピードで成立・施行されたものであり、主なものとしては以下のとおりである。

## <「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2 概要>

### 「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ2 (第2段階)

～日本中が一つとなって、あなたのごと暮らしを支えます～ (被災者等就労支援・雇用創出推進会議第2段階とりまとめ)

補正予算・法律改正等による総合対策

平成23年4月27日



<p><b>復旧事業等による確実な雇用創出</b> (2兆5,440億円 雇用創出効果 20万人)</p>	<p><b>被災した方々の新たな就職に向けた支援</b> (158億円 雇用下支え効果 6万人)</p>	<p><b>被災した方々の雇用の維持・生活の安定</b> (1兆7,369億円 雇用下支え効果146万人 生活の安定効果43万人)</p>
<p><b>◎復旧事業の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共土木施設等(河川、海岸、道路、港湾、下水道等)、空港、公営住宅、水道、工業用水道、廃棄物処理施設等の災害復旧</li> <li>災害公営住宅等の整備・公共土木施設等の補修工事</li> <li>農地・農業用施設、海岸林・林地、漁港・漁船・養殖施設等の復旧支援</li> <li>医療、介護、児童、障害等施設、職業能力開発施設等の災害復旧</li> <li>学校施設等の災害復旧</li> <li>市町村の行政機能の応急の復旧</li> <li>消防施設等の復旧</li> <li>仮設住宅の建設等</li> <li>災害廃棄物(がれき等)の処理</li> </ul> <p><b>◎雇用創出基金事業の拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点分野雇用創造事業の基金を積み増して拡充</li> </ul>	<p><b>◎被災した方を雇い入れる企業への助成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災した離職者等の雇入れに係る助成金(被災者雇用開発助成金)の創設</li> </ul> <p><b>◎職業訓練の拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設関連分野をはじめとした公共職業訓練を拡充</li> <li>学卒者訓練や在職者訓練の受講料等を免除</li> </ul> <p><b>◎復旧工事災害防止対策の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への出張相談と被災者のニーズに対応した求人開拓</li> <li>ハローワークの出張職業相談の強化、求人開拓推進員の増員</li> </ul> <p><b>◎広域に就職活動を行う方への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地以外での面接費用や転居費用の予算を増額</li> </ul> <p><b>◎被災地における新規学卒者等への就職支援</b></p>	<p><b>◎雇用調整助成金の拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特例対象期間(1年間)中に開始した休業を最大30日間助成金の対象</li> <li>暫定措置(被保険者期間6か月未満の方を対象)を延長</li> </ul> <p><b>◎各種保険料等の免除等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険、介護保険、労働保険、厚生年金保険等の保険料等の免除等</li> </ul> <p><b>◎中小企業者、農林漁業者、生活衛生関係業者等の経営再建支援</b></p> <p><b>◎雇用保険の延長給付の拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険の給付日数を、現行の個別延長給付(60日)に加え、更に延長</li> </ul> <p><b>◎未払賃金立替払の請求促進・迅速な支払</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算の増額、申請手続きの簡略化</li> </ul>

フェーズ2の雇用創出・雇用の下支え効果

総額 4兆2,966億円 雇用創出効果 20万人程度 雇用の下支え効果 150万人強

### (1) 復旧事業等による確実な雇用創出

#### ① 復旧事業の推進

公共土木施設、農地・農業用施設、漁港、医療・介護・障害者施設、学校・行政施設等の復旧、仮設住宅の建設、災害廃棄物の処理などの推進を図ることとされ、約2兆5千億円の補正予算が組まれた。

事業内容は多岐にわたるが、復旧に関するインフラ整備は、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日決定)に基づき復興施策の事業計画・工程表等が作成されている。適宜見直しを行いつつ、現在、これに沿って各事業を推進していることが、第9回被災者等就労支援・雇用創出推進会議の場で確認された。

#### ② 重点分野雇用創造事業の拡充

重点分野雇用創造事業の基金を500億円分積み増して拡充し、より多くの被災した方々に雇用の場を提供することにした。例えば、

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故で計画的避難地域に指定され、無人化した村内での窃盗などの犯罪を未然に防止するための見回り
- 仮設住宅の生活利便性を向上させるため、仮設住宅内の代理の買い物

を支援する事業による、地域コミュニティの再生

- ・ 除雪などの事業を実施して、仮設住宅の生活環境を向上させるとともに、引きこもりになりがちな生活リズムの改善

などといった取組を実施し、フェーズ1の箇所でも説明したとおり、現在までに、被災3県で約29,600人の雇用を創出した。

## (2) 被災した方々の新たな就職に向けた支援

### ① 被災した方を雇い入れる企業への助成の拡充

被災離職者及び被災地域に居住する求職者を継続して1年以上雇用する労働者として雇い入れる事業主を支援する被災者雇用開発助成金(大企業50万円、中小企業90万円)を創設し、被災者を雇い入れる企業にインセンティブを付与して、被災した方々の雇用の促進を図ることとした。

2月までの支給実績は6,921件(平成24年度中には約160,000件の支給となる見込み)となっており、被災者の雇用を促進するのに一定の効果があったものと言える。

### ② 職業訓練の拡充

被災地では、復旧事業の推進のため建設事業に対するニーズが増大することが想定されたことから、建設設備、ビル設備等の復旧・復興に必要な知識及び技術の習得を目的とした公共職業訓練を拡充し、被災3県の施設内で行う建設関連分野(建築設備、電気設備等)の公共職業訓練の定員を、2月24日時点で、243名拡充した。また、雇用・能力開発機構の行う学卒者訓練及び在職者訓練の受講料等を免除することとした。(2月19日までに学卒者訓練の受講料免除:132人分、在職者訓練の受講料免除:のべ4,632人分)

また、被災した公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設の早期復旧を図るため、被災した施設・設備に対する都道府県への国庫補助率の引き上げを行った。

### ③ 復旧工事災害防止対策の徹底

東日本大震災に伴う地震や津波により被害を受けた被災地で実施される復旧工事では、「がれき処理作業」や「応急仮設住宅の建築工事」、「屋根等の改修工事」など、緊急性のある作業が多数実施されることが見込まれ、これらの作業には、これまで建設現場での作業に従事した経験のない労働者が従事することが予想されたことから、工事の進捗に応じた対策を

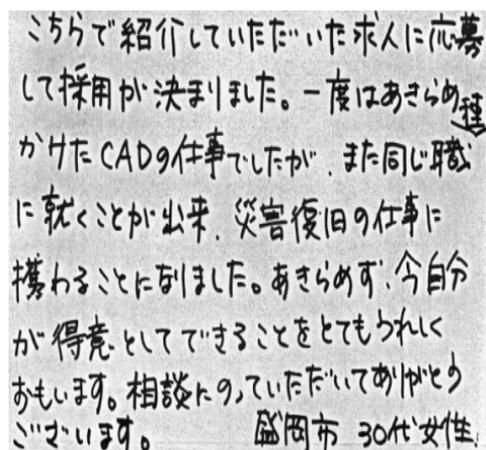
「すきま」なく実施することが労働災害を防止するために極めて重要であると考えられた。

このため、厚生労働省では、震災発生後、直ちに、建設業関係団体に対して復旧工事での安全対策の徹底を要請した。また、建設業界内に立ち上げられた「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」との緊密な連携のもと、工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を示し、集団指導や集中パトロールの実施によりその徹底を図ってきた。さらに、平成23年度第1次補正予算の事業で、岩手、宮城、福島の3県に、安全衛生の専門家による技術的支援の拠点（支援センター）を設け、安全衛生教育への支援、現場の巡回指導、相談援助を実施するなど、被災地での工事の進捗状況に応じた対策に「官民」を挙げて取り組むことにより、復旧工事の労働災害防止対策の徹底に努めてきた。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関し、緊急作業に従事する労働者の健康と安全の確保に取り組み、被ばく線量管理や健康管理の徹底について東京電力及び関係事業者に繰り返し指導を行ってきたほか、緊急作業従事者の被ばく線量等を厚生労働省においてデータベース化し、長期的な健康管理を実施することとしている。

#### ④ 求職者のニーズに応じた職業紹介、求人開拓

被災者に対する就職支援については、震災直後から取り組んでいる避難所への出張相談に加え、仮設住居への入居も進んできたことから仮設住宅へ出向く出張相談会を開催することにした。



こちらで紹介していた求人に応募して採用が決まりました。一度はあきらめかけたCADの仕事でしたが、非同一職に就くことが出来、災害復旧の仕事に携わることになりました。あきらめず、今自分が得意としてできることをとってもらうのもいいです。相談のり、ていたいてあかしくなっています。盛岡市 30代女性

就職された方からのお礼の手紙

また、ハローワークと市町村が連携し被災求職者の就労ニーズに応えるため、より多くの求人情報を集めるため求人開拓に力を入れた。さらには、県外への就職を希望される方が県外求人情報に容易にアクセスすることができるよう被災地のハローワークの求人検索端末等の表示方法等の工夫を図り、利便性向上に努めた。

#### ⑤ 新卒者支援

新卒者・内定者については、震災直後から被災学生等の就職活動に支障を来すことのないよう、主要経済団体、求人情報事業所団体に対して要請

を行ってきた。

第一次補正予算では、被災学生等に対する各種の対策を実施するために必要なジョブサポーターを 100 名増員し、被災学生がより多くの求人情報を収集できるようにするため求人開拓を実施するとともに、高校・大学等や避難所等への出張相談等の支援を実施した。被災 3 県では、ジョブサポーターの支援により 9 月までに 4,141 人が就職する等の成果があがっている。

「日本はひとつ」しごとプロジェクト  
参加企業募集のお知らせ  
- 新規高卒者 -  
**就職面接会!!**  
約100社  
10.14 金 開始 12:30 終了 16:00  
仙台サンプラザ  
対象企業 仙台圏の企業がハローワークへ高卒者を提出している企業約100社  
参加企業 平成24年3月以降高卒学校卒業予定者（参加員約800名）  
募集期間 9月27日（火）まで  
申込方法 高卒の応募事項を記載いただき、高卒「参加申込書」のFAXにて受付です。

**がんばろう！東北新規高卒者就職面接会**

また、都内の事業所等で「被災学生等支援就職面談会」を開催し、参加した事業主に対し、寮への即入居や入社一時金の支給等被災学生への特別な配慮を求めるとともに、被災学生の交通費や宿泊費負担が生じず就職活動を可能とするために「就活バスツアー」を開催した。これまで、主に、10月に仙台市で参加企業数 133 企業、参加者数 692 人となった「がんばろう！東北 新規高卒者就職面接会」を、11月に埼玉

と千葉でそれぞれ「新規高卒者就職面接会」を、12月には郡山市内で「被災地新規高卒学校予定者就職面接会」を開催した。また、被災新卒者を対象とする合同就職説明会を 14 回実施してきたほか、更に 3 月まで 4 回実施する予定である。

また、昨夏には、学校側が指導記録等を消失したことによる新規学卒者の就職活動上の不利益にならないように配慮を求めるものや、被災学生の求人確保・採用枠拡大の要請などを、主要経済団体等に対して実施した。



面接会場の全体風景

## ⑥ 障害者就労支援

被災した障害者等については、ハローワークに設置した「特別相談窓口」に加え、4月4日から地域障害者職業センターに「特別相談窓口」を設置し、被災後の雇用継続に関する相談業務等を行った。24年1月末までの

相談実績は 576 件（障害者 360 件、事業所 216 件）となっている。また、第一次補正予算成立後は、ハローワークによる避難所等への出張相談で障害者の就労ニーズを把握した場合に、地域障害者職業センターによる訪問相談を実施することにした。

なお、被災した事業主への対応として、障害者雇用納付金の納付期限の延長等を行うとともに、障害者の雇用の維持等の観点から、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給要件の緩和等や就労支援機器等の優先的な貸し出しを行った。

### （3）被災した方々の雇用維持・生活の安定

#### ① 雇用調整助成金の拡充

フェーズ 1 で講じた特例措置に加え、新たに、被災地域の事業主やこれらの事業主と一定規模以上の経済的関係を有する事業主等について、特例対象期間（1 年間）中に開始した休業については、これまでの支給日数にかかわらず、別枠で最大 300 日間助成金の対象とすることや、被保険者期間 6 か月未満の人を本助成金の対象とする更なる特例措置を 5 月 2 日に実施し、企業の雇用維持への取組を強力に支援した。

こうした要件緩和等により、雇用調整助成金を利用する事業主が事前に提出することになっている計画届の提出数は、ピーク時の 6 月には全国で 64,138 事業所（1,549,913 人）となったが、1 月時点では、41,007 事業所（831,291 人）となっており、震災前の昨年とほぼ同水準にまで減少している。

#### ② 労働保険料の免除等

労働保険料に関しては、平成 23 年 3 月 24 日に被災地域にある事業場について納付期限等を延長する旨を告示するとともに、震災の影響の甚大さに鑑み、雇用の維持の支援の観点から、同年 5 月に成立した東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律により、被災地の事業場で震災による被害を受けたことにより賃金の支払に支障が生じているなどの場合には、最大で平成 23 年 3 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの 1 年間について、労働保険料の免除措置を講じた。

### ③ 雇用保険の延長給付の拡充

フェーズ1で講じた雇用保険の特例措置を適切に実施するとともに、5月2日に成立した「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、震災により休業及び離職を余儀なくされた方の雇用保険の給付日数について、現行



雇用保険給付窓口の様子  
(ハローワーク福島)

(平成21年度より暫定措置として実施)の個別延長給付(原則60日分)に加え、更に60日分延長する特例措置を実施し、生活の安定を図ることにした。(この措置により、震災離職者は最短でも10月中旬まで雇用保険の失業給付を受けられるようになった。)

### (4) 周知・広報活動

「日本はひとつ」しごとプロジェクトの取組が広く被災地に周知され、必要な支援が必要とする方に届くようにする必要があるが、当面の間は、通常の情報ツール(新聞、インターネット等)に期待するのは困難なため、4月に政府広報壁新聞に被災地の雇用創出事業などを掲載し、合計2,000カ所の避難所のほか、コンビニ、郵便局等合計5,900カ所に配布した。



<シンボルマークを公表する細川厚生  
労働大臣(当時)>

また、「日本はひとつ」しごとプロジェクトについては、既に「被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく」という基本方針が定められていたが、この取組を更に効果的なものとするため、プロジェクトの周知啓発の一環として、5月、シンボルマークを決定した。

このマークは、仕事(work)の頭文字「W」をモチーフに、人が手をつないでいる様子を描いている。みんなが力を合わせて協力し合う日本をイメージしたものであり、当プロジェクトの推進に一役買ったと言える。このマークは、厚生労働省内で大臣等が会見する際のバックパネルとしても採用されていて、テレビ報道等でもしばしば見かけることが出来るようになった。

## (5) フェーズ2を踏まえたさらなる取組み

### ① 福島県での雇用機会の拡大及び経営支援等への取組み

地震や津波の被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生したことで、他の被災地域に比べ長期間にわたり甚大な影響が懸念される福島県の雇用問題に対処するため、5月23日経済産業省及び福島県と連携して施策を実施することを確認した。

具体的には、重点分野雇用創造事業を活用した雇用の場の創出や、製造業・商業などの産業界に対する、経済産業省、厚生労働省及び福島県の連名による地元雇用等の要請、中小企業団体等による雇用機会の創出を実施することにした。

### ② 雇用創出の際の雇用の質への配慮について

フェーズ1・2の取組みにより雇用創出が図られた際の雇用の質（労働条件、安全衛生など）への配慮について、当時の被災者等就労支援・雇用創出推進会議座長である小宮山厚生労働副大臣から同推進会議のメンバーへ文書で要請するとともに、地域レベルでも各都道府県労働局長からしごと協議会関係者に対して雇用の質の確保を要請した。

## 2 復興からの提言及び東日本大震災からの復興の基本方針

震災直後から第一次補正まで、政府一体となって当面の緊急対応策を打ち出していったが、被災地の復興段階に向けた中長期的な構想を検討する必要があるため、5月上旬には、こうした構想を有識者で検討する「東日本大震災復興構想会議」が立ち上がった。

復興構想会議の結論を「復興からの提言」として6月中に取りまとめ、これを踏まえて東日本大震災からの復興の基本方針を策定し、それに沿って3次補正を編成するという方針が示された。

復興構想会議には、雇用・労働政策関係では、委員として清家慶應義塾長、その下のワーキングチームのメンバーとして東京大学社会科学研究所玄田教授や連合の團野副事務局長等が就くことになった。

その中で、清家委員の意見でもある、①地元での安定雇用創出のための産業政策と一体となった雇用支援や、②高齢者が多い土地の有する伝統的な全員参加や世代継承といった特性を生かした雇用支援などを図ることが、本格的雇用の創出に向けて重要であるとの考えが、「復興構想」の「雇用復興」の項に盛り込まれる形で、6月25日、「復興への提言～悲惨のなかの希望」としてとりまとめられた。

その後、復興への提言や東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 3 条等に基づく、東日本大震災からの復興に向けた国による取組みの基本方針として、「東日本大震災からの復興の基本方針」を東日本大震災復興対策本部で 7 月 29 日に決定し、未曾有の国難に対する日本の再生のため、国の総力をあげて、東日本大震災からの復旧、将来を見据えた復興のための取組の全体像を明らかにした。

「東日本大震災からの復興の基本方針」の中では、阪神大震災の例も参考としつつ、復興期間は 10 年と定め、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の 5 年間で「集中復興期間」と位置づけ、取組みを推進することとされ、雇用対策としては、以下の 4 項目を推進することが規定された。（以下、「東日本大震災からの復興の基本方針」より引用。）

(i) 被災地におけるきめ細やかな雇用対策の実施により、仕事を通じて被災者の生活の安定を図り、被災地の復興を支えることが重要である。このため、復旧・復興事業等による確実な雇用創出、被災した方々の新たな就職に向けた支援、雇用の維持・生活の安定を政府を挙げて進める「日本はひとつ」しごとプロジェクト」を推進する。

また、新たな雇用機会創出のため、雇用創出基金を活用するとともに、被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。さらに、雇用対策をより効果的なものとするとともに、復旧・復興事業における適正な労働条件の確保や労働災害の防止等のため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を行う。

(ii) 被災地域における人口減少・少子高齢化に対応するため、第一次産業等の生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用や就労のシステムを活用した全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援する。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。

(iii) 女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

(iv) 被災地の人口構造や職業構造の特性に留意し、個人事業者や商店等の復興による雇用を目指す。

## 第三章 本格的な復興段階に向けた対策

### 1 「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3の策定

#### (1) 本格的な雇用復興に向けて

これまで、「日本はひとつ」しごとプロジェクトでは、当面の緊急対応策をフェーズ1で、第1次補正予算や法律措置による総合的な雇用対策をフェーズ2で、という段階を踏んで、被災地の復興に向けた施策の推進を図ってきた。一方、7月には政府として、「東日本大震災からの復興の基本方針」という形で、復興に向けた中長期的な計画が示されたことから、「日本はひとつ」しごとプロジェクトで、本格的な雇用復興に向けた施策をフェーズ3として推進するための作業に入った。

まず、7月22日には第6回被災者等就労支援・雇用創出推進会議を開催し、「東日本大震災からの復興の基本方針」策定後の、本格的な雇用復興に向けたフェーズ3の取りまとめに向け、各省庁から現状の課題等について説明が行われた。なお、席上、当推進会議が、被災者生活支援特別対策本部の下部組織から、東日本大震災復興対策本部の直属の組織となったことの説明が行われた。

次の第7回被災者等就労支援・雇用創出推進会議は8月26日に開催され、東日本大震災からの復興基本方針の実現に向けた中間的整理としてフェーズ3骨子案を取りまとめるとともに、東日本大震災からの復興の基本方針を踏まえ、産業政策と雇用対策の一体的推進等を図るための「被災地雇用復興総合プログラム」の案を、厚生労働省から各省に説明し、実施に向けた協力を依頼した。

その後、各省庁とも本格的な震災復興に向けて第三次補正予算・税制改正措置等に盛り込むべき施策の策定に取り組み、10月25日に開催した第8回被災者等就労支援・雇用創出推進会議の場で、本格的な雇用復興に向けた予算・税制改正措置を盛り込んだものとして、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3を取りまとめた。

#### (2) 当時の雇用情勢

フェーズ3を取りまとめた時点で把握していた当時(いずれも8月の数値)の雇用情勢を振り返ると、失業率は4.4%、有効求人倍率は0.66倍と、全国的に見ると、いずれも震災の影響から徐々に回復する傾向にあったものと言える。一方、被災3県の状況としては、有効求人数が約90,000件

台と改善傾向にはあったが、十分な水準と言える状況になく、一方、有効求職者数も約 150,000 人と高止まりとなっていた。しかしながら、雇用対策の実績を見てみると、被災 3 県のハローワークでは 4 月以降 6 万人以上の就職を支援するとともに、雇用創出基金事業では被災 3 県で約 17,000 人の雇用創出を達成するなど、その成果も出てきていたと言える。

また、サプライチェーンの回復が見られる中、輸送用機械器具製造業等を中心に、年前半分の減産分を取り返すべく、年後半にかけては増産体制に入ったこと等もあり、雇用調整助成金の利用状況も、全国、被災 3 県とも大幅に減少した。こうした動きは、厚生労働省が調査している「非正規労働者の雇止め等の状況」にも現れ、震災による雇い止めとして 6 月には約 1,000 人把握していたのに対し、8 月には 65 人、9 月には 44 人と急速に落ちてきていて、全国的な影響はだいぶ収まってきたとの見方が中心であった。

具体的な被災地雇用の課題としてはやはり、①短期的なつなぎ雇用が多く安定的な長期雇用に結びつきにくかったこと、②水産加工場や飲食業・宿泊業などの観光業で働いていた女性の被災離職者が多かったが、建設業の求人等が多く、被災者の希望する仕事と求人の多い仕事とにミスマッチがあることなどの問題があげられる。また、震災後当初から、農林漁業離職者を含む方々に対して広域求職活動の支援を行ってきたが、被災地の方々の多くは地元でもととの職に戻りたいという志向が強く、実際に広域移動する方は限定的であった。

復興段階では、地域の強みである農林水産業、製造業などの復興に向けた、産業政策と一体となった雇用面での支援に取り組むことにより、地元での本格的な安定雇用を生み出す必要があるとの認識に基づき、第 3 次補正予算・税制改正措置等での対応をフェーズ 3 として、10 月 25 日に取りまとめたものであり、主な進捗状況は以下のとおりとなっている。

なお、第 8 回被災者等就労支援・雇用創出推進会議の場では、内閣府の施策効果に基づく試算によれば、フェーズ 3 を実施することにより、新たに、50 万人程度の雇用創出効果と 7 万人程度の雇用下支え効果により、合計 58 万人程度の雇用創出・下支え効果が見込まれることが、内閣府より説明された。

## <「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3 概要>

### 「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ3 (第3段階)

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～ (被災者等就労支援・雇用創出推進会議第3段階)



平成23年10月25日

#### 雇用復興を支える予算措置等による対策

※フェーズ1、2による当面の雇用の確保・生活の安定支援も引き続き強力に推進

地域経済・産業の再生・復興による雇用創出  
(5.7兆円 雇用創出効果 35万人)

産業復興と雇用対策の一体的支援  
(0.4兆円 雇用創出効果 15万人)

復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等  
(0.1兆円 雇用下支え効果 7万人)

#### ◎ 企業支援

- ・部品・素材分野と成長分野の生産拠点等への国内立地補助の創設
- ・中小企業向け金融支援の継続・拡充
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の対象規模拡大

#### ○ 事業高度化、知とイノベーションの拠点整備等

- ・革新的医療機器創出等のための復興特区構想の推進

#### ◎ 農林水産業支援

- ・農地・農業用施設、漁港・漁場機能等の早期復旧・強化
- ・農林漁業者の経営再開支援の充実、6次産業化の推進等
- ・持続可能な森林経営の確立等

#### ○ 観光業支援

- ・風評被害防止のための情報発信や観光キャンペーンの強化等
- ・三陸復興国立公園(仮称)の取組による新たな観光スタイルの構築

#### ◎ 地域包括ケアの推進等による地域づくり

- ・地域包括ケアの再構築等
- ・子どもを地域で支える基盤構築
- ・社会的包摂を用いた「絆」再生

#### ◎ 東日本大震災復興交付金の創設

#### ◎ 災害復旧・復興等インフラ整備の推進等

#### ◎ 環境・新エネルギー事業の推進

- ・木質バイオマス利活用施設の導入の推進
- ・再生可能エネルギー研究開発拠点の整備

#### ○ 情報通信技術の利活用等

#### ○ 原発被害への対応(除染事業の推進等)

#### ◎ 被災地雇用復興総合プログラムの推進

- ① 事業の再建、高度化、新規立地等の推進
- ② 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業が、①などの産業政策と一体となって被災者を雇用する場合、雇用面から支援を行う事業(事業復興型雇用創出事業)を創設
- ③ 雇用面でのモデル性がある事業を地方自治体が民間企業等に委託して実施する事業(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)の創設

#### ○ 雇用創出基金の積増し等による雇用創出

#### ◎ 復興特別区域制度(仮称)の創設に伴う法人税に係る措置

- ・新規立地新設企業を5年間無税の新規立地促進税制の創設
- ・被災者の給与総額の一定割合の法人税額からの控除等の創設

#### ○ 農業経営の多角化戦略等による雇用の創出・就業支援

#### ◎ 人材育成の推進等

- ・被災地復興に資する分野や成長分野等における公的職業訓練等の拡充
- ・地域中小企業の人材育成支援等
- ・専門学校等と地域・産業界の連携による復旧・復興を担う専門人材の育成
- ・復興支援型地域社会雇用創造事業の推進

#### ◎ ハローワーク等による支援の充実強化

- ・新卒者支援の充実
- ・障害者に対する就職支援の充実
- ・被災者雇用開発助成金の拡充
- ・被災地等のハローワークの機能・体制強化

#### ○ 復興事業における適正な労働条件の確保・労働災害の防止

#### ◎ 雇用保険の給付の延長

- ・被災3県(岩手・宮城・福島)の沿岸地域等で延長(90日分)

フェーズ3の雇用創出・雇用の下支え効果 58万人程度  
総額6.1兆円 (雇用創出効果50万人程度 雇用下支え効果7万人程度)

## 2 「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3の取組

### (1) 地域経済・産業の再生・復興による雇用創出

国内立地補助、中小企業等の復旧事業等の企業支援や、農林水産業支援、地域包括ケアの推進等による地域づくりなどについて、第3次補正予算では5.7兆円分を盛り込んだものであり、これにより約35万人の雇用創出効果が期待されている。

2月時点で既に進捗の見られた主な施策としては、企業支援に関しては、中小企業等グループの施設・設備の復旧・整備を支援するグループ補助金を、1月時点で172グループ・2,721社に支給済みのほか、仮設店舗・仮設工場等の整備については201箇所が完成済み等となっているほか、国内立地補助金については、全国で245件を採択し、今後2次公募を実施する予定となっている。

農林水産業支援に関しても、経営再開可能な農地、漁港等の復旧については、農業・農村復興マスタープランや水産復興マスタープランに基づき実施中となっているほか、6次産業化先導モデル育成事業についても3月には事業本格実施の見込みとなっている。

## (2) 産業振興と雇用対策の一体的支援

### ① 被災地雇用復興総合プログラムの推進

重点分野雇用創造事業の基金を 1,510 億円積み増し、以下の事業を創設した。

#### ・「事業復興型雇用創出事業」の創設

将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を実施する事業主が被災者を雇用する場合に、事業の再建・高度化、新規立地等の産業政策と一体となって雇用面から支援を行う「事業復興型雇用創出事業」

#### ・「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」の創設

高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の活用など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO等に委託して実施する「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」

こうした事業は被災 9 県が対象となっているが、被災 3 県について見ると、それぞれ 12 月中にしごと協議会を開催し雇用復興推進事業の制度について議論するとともに、県議会で補正予算を成立させている。これを受けて、国から交付金（岩手県 350 億円、宮城県 550 億円、福島県 550 億円）をそれぞれ 1 月中に交付した。既に、グループ補助金などの産業政策上の支援を受けている対象事業所に対する周知を行っており、2 月 17 日には岩手県で、同事業を活用した第 1 号の雇用が創出された。

### ② 震災等緊急雇用対応事業の実施

被災者を含めた震災及び円高の影響による失業者の雇用の場を確保し生活の安定を図るため、都道府県又は市町村による直接雇用又は民間企業・NPO等への委託による雇用を創出する事業を実施することとしたものであり（「震災対応事業」の拡充・延長）、新たに重点分野雇用創造事業の基金を 2,000 億円積み増すことにより対応した。

当該事業は全国 47 都道府県が対象となっているが、被災 3 県について見ると、それぞれ 12 月中に県議会で補正予算を成立させている。これを受けて、国から交付金（岩手県 150 億円、宮城県 250 億円、福島県 250 億円）をそれぞれ 1 月中に交付した。第 3 次補正予算分については、概ね平成 24 年度以降の事業化を目指している県が多いが、岩手県につい

では、1月より順次事業開始している。

なお、第1次補正予算により交付した事業分については、各県ともほぼ事業化済みであるが、現在5,000人分程度の求人（企業委託による人材育成業務、自治体の臨時職員など）が出ており、ハローワークによるきめ細かな就職支援により、速やかな充足に努めている。

### **（3）復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等**

#### **① 人材育成の推進等**

##### **1) 成長分野等の職業訓練等の推進・被災地のニーズ等に対応した公的職業訓練の訓練規模等の拡充**

被災地の復旧・復興や、今後、雇用が見込まれる環境・エネルギー分野等の成長分野の人材育成を進めるとともに、急速な円高による雇用への影響も考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練規模等の拡充を行うことにし、平成23年度第3次補正予算成立後の11月、各都道府県等に対して、訓練の追加設定を要請した。

被災3県では、これまでに14,025人に対して公的職業訓練を実施（公共職業訓練6,153人、求職者支援訓練及び基金訓練7,872人。平成23年4月～平成24年1月開講コース分の実績）している。

##### **2) キャリア形成促進助成金の拡充**

被災地の事業主が能力開発を行う場合や、被災地以外の事業主で震災や急速な円高の影響を受けた者が新たな事業展開に資する能力開発を行う場合に、「キャリア形成促進助成金」の助成率の引き上げ等を行い、同年11月24日以降に訓練を開始した場合に適用することにした。（平成23年度中の支給見込み：344件（被災3県））

##### **3) 成長分野等人材育成支援事業の拡充**

7月26日から、成長分野等人材育成支援事業を拡充し、被災者を再雇用等した中小企業事業主が必要な職業訓練を行う場合には、業種を問わず助成対象とするとともに、これらの事業主がOff-JTとOJTを組み合わせた訓練を行う場合、OJTも助成対象とした。

また、10月31日から、労働者を移籍により受け入れた成長分野の事業主が必要な職業訓練を行う場合に、OJTも助成対象とした。

さらに、11月21日から、大学院等での先進的、高度な教育訓練によ

り、地域の産業の高度化や新産業創出を担う中核人材を育成する岩手県、宮城県及び福島県の中小企業事業主に対して、授業料及び住居費等の一部を助成した。

## ② ハローワーク等による支援の充実強化

### 1) 新卒者等支援の充実

震災等への対応の観点から、新卒者就職実現プロジェクト事業の被災者特例の延長等による就職機会の拡充を図るとともに、ジョブサポーターの増員（2,103名→2,203名）等により、新卒者支援の更なる強化を実施している。今までに、当プロジェクトの実施により1,357名の被災者（被災3県では820人）の雇用が開始されており、卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金の拡充やジョブサポーターの増員といった、これまでのフェーズ1、2での拡充策とあいまって、今年度中には2,503人の被災者の雇用開始が見込まれている。

### 2) 障害者に対する就職支援の充実

被災地の障害者については、一旦失業すると再就職が特に困難であり、職場定着についても時間を要することから、被災地での実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金を拡充し、被災地の障害者の雇用促進及び雇用継続を図った。また被害が特に大きかった3県（岩手、宮城、福島）の障害者就業・生活支援センターについては、就業支援担当者を12月中に22名を追加配置するとともに、事務補助員を42センターのうち配置要望のあった24センターに配置した。さらに、地域障害者職業センターについても、岩手、宮城、福島センターのジョブコーチを3名増員したほか、宮城県のセンターでは評価アシスタントを3名増員する等、支援体制の充実を図った。

### 3) 長期失業者の就職支援

被災地等の長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者を対象として、ハローワークの職業紹介に加えて、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティングや就職セミナー等を行うとともに、就職後の職場定着支援も行い、就職支援を総合的に実施することとしている。

今年度は、既に民間職業紹介事業者と委託契約を締結し、事業を実施しているところである。東日本8地域において定員1,000人で支援を実施している。

#### 4) 被災者雇用開発助成金の拡充

被災者雇用の更なる促進を図るため、被災者等を一年以上継続して雇用する労働者として 10 人以上雇い入れる事業主に対して助成金の上乗せを行うことにした。

拡充分の実績が出るのは早くても本年 6 月以降であるが、前述したように被災者雇用開発助成金の 2 月までの支給実績は 6,921 件（平成 24 年度中には約 160,000 件の支給となる見込み）となり、被災者の雇用を促進するのに一定の効果があるものと言える。

#### 5) 農漁業者雇用支援事業の実施

被災 3 県の農業法人・漁業経営体等が中高年齢農漁業者を雇用し、本事業で実施する農漁業者雇用支援講習を雇用者に受講させた場合、これらにかかる費用及び賃金相当分を支援する事業を、平成 24 年 1 月より開始しており、本年度中に 370 人の受講者実績を見込んでいる。

#### 6) 農林業等就職促進支援事業の推進

被災地及び被災者多数受入地のハローワークの「農林漁業就職支援コーナー」の体制を強化するとともに、被災者多数受入地では関係機関と連携した合同企業面接会を追加開催し、被災地等の農林漁業求職者の就業機会の確保を図っている。

合同面接会を 12 月に栃木県で開催し、その後、東京都、千葉県等で 2 月末までに計 5 回開催した。本年度中に、残り 3 回開催する予定である。

#### 7) 被災地等のハローワークの機能・体制強化

福島労働局管内のハローワークでは、雇用保険、雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の適正かつ円滑な支給のため、ハローワーク臨時職員を 20 名増員するとともに、被災地のハローワークを中心に復旧・復興事業の受注企業等に対する積極的な求人開拓を行うため、求人開拓推進員を 45 名配置したほか、被災求職者に対する適切な職業訓練への誘導、訓練終了後の担当者制の支援を行うため、就職支援ナビゲーター（職業訓練・求職者支援分）を 48 名配置するなど計 306 名の相談員を増員し、被災地等のハローワークの機能・体制強化を図っている。

#### 8) 復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善

被災地の建設労働者の確保・雇用改善を進めるため、被災地の中小建設事業主が行う建設教育訓練や雇用管理改善の取組に対して支援する建設雇用改善助成金について、助成率の拡充等を行うとともに、合宿形式による失業者向け短期集中訓練に対する支援を行っている。支援対象となる短期集中訓練では 11 月から受講者の募集を開始して、今年度末までに約 230 人の受講を見込んでいる。また、来年度には 400 人の訓練定員を予定している。

### ③ 復興事業の適正な労働条件の推進・労働災害の防止

岩手、宮城、福島 の 3 県では、これまでも労働局・労働基準監督署による現場パトロールや、安全衛生の専門家による巡回指導、安全衛生教育支援等を実施し、事業者による労働災害防止対策の徹底を図ってきたが、今後、復旧・復興工事の進展に伴い、近接・密集して各種の工事が行われることによる労働災害を防止するためには、個々の事業者による取組だけではなく、「工事エリア」ごとに関係者が労働災害を防止するために必要な事項を協議し、協力していくことが重要であると考えられた。このため、平成 24 年 1 月から、岩手、宮城、福島 の 3 労働局に関係発注機関や建設業関係団体で構成される連絡会議を設置し、「工事エリア」別の安全衛生協議組織の円滑な設置・運営に向けた合意形成を図ることとしている。

また、既に被災 3 県に設置している労働基準相談員を増員すること等により、労働条件に関する相談体制を整備している。

### ④ 雇用保険の給付の延長

被災 3 県の沿岸地域等が広域延長給付の要件に合致したことから、これらの地域に居住する雇用保険受給者について、給付日数を 90 日延長する措置を講じることにした。

これまでの延長とあわせて最大で 210 日の給付延長が図られることにより、少なくとも 1 月中旬までは雇用保険の失業給付を受給できることとなった。なお、更なる給付延長を求める声もあったが、被災地が復興段階に入るにあたって、政府としては、被災者の 1 人 1 人の希望を実現するためにも、雇用の場の創出に全力を尽くすことが重要であるとの考えに基づき、更なる延長は行わないことにした。

※ 被災 3 県の雇用保険の受給者実人員（個別延長給付、特例延長給付、広域延長給付の受給者を含む。）は 62,528 人（1 月）、うち広域延長給付の受給者実人員は 9,630 人（1 月）

### (3) 「日本はひとつ」しごと協議会の現在の取り組み

「日本はひとつ」しごと協議会は、4月28日までにすべての都道府県に協議会を設置され、自治体、出先機関、業界団体等が参画することにより、被災地での復旧・復興事業及び様々な業界に係る情報の共有、被災離職者の生活の安定と就労支援の促進を図ってきた。

フェーズ3による復興段階に向けた雇用対策の実施にあたっては、新たに創設した「被災地雇用復興総合プログラム」の実施に向け、関係機関の更なる連携に向けた協議が必要になることから、新たに、地元金融機関の長、市町村自治体の長、NPO団体代表等も構成員又はオブザーバーとして招聘することにした。また、12月には、女性の雇用が非常に厳しい状況下におかれていることに加え、「東日本大震災からの復興の基本方針」でも「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。」とされていること等も踏まえ、自治体の男女共同参画部門、女性センターの長など、男女共同参画の観点を有する女性委員を招聘し、女性のニーズを踏まえた雇用創出を行うことにした。

こうした指示を踏まえつつ、被災3県では、被災地雇用復興総合プログラムの創設に向け、12月20日に岩手県、12月22日に宮城県、12月8日に福島県で、それぞれしごと協議会を開催した。協議会の場では、「被災地雇用復興総合プログラム」の創設に伴い、当プログラムの好事例・先進的な取組等の共有化を図ることや、当プログラムの対象となる事業所等に係る求人のハローワークへの提出を各機関が当該事業所等に求めるといったことなど、各関係機関との更なる連携に向けた合意を行い、産業政策と雇用政策の一体的推進を関係諸団体との協力の下図っている。

また、協議会の議論の中では、女性の雇用の推進や雇用の質の確保を図ることなどもとりあげられた。

## 第四章 被災者を取りまく現在の雇用状況と今後の課題

東日本大震災の発災から1年が経過しようとしている。

被災3県（岩手県、宮城県、福島県）での1月の有効求人数は111,368人と前月に比べ更に増加し、かつてない高水準となっているものの、一方、有効求職者数は143,082人と依然高水準に留まるなど、被災地の雇用情勢は依然として厳しい状況にある。

こうした厳しい雇用の状況や被災地での「日本はひとつ」しごとプロジェクトの支援策の実施状況を把握するため、小宮山厚生労働大臣は、1月19日岩手県釜石市を訪問し、ハローワークで被災求職者の方との意見交換、雇用創出基金事業を活用しているNPO法人、新規創設した雇用復興型推進事業の活用を検討している水産物流通加工会社等の視察を行った。



岩手県釜石市水産物流通加工会社で意見交換を行う小宮山厚生労働大臣

こうした中で、大臣は、被災者の方から「水産加工の工場等が再建せず、女性の就職活動がなかなか仕事に結びつかない」という声や、一方で、事業主の方からは「工場を再建して求人を出したが、失業保険の支給される間は働かないという声もあるので、失業保険ではなく就労支援に切り替えてほしい」といったお話を直接伺った。

### 1 現在の雇用情勢

現在の雇用情勢について見てみると、1月の完全失業率が4.6%、有効求人倍率が0.73倍と、情勢判断は「一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある」としている。

一方、被災地の雇用情勢を整理すると、先ほども述べたとおり、有効求人数は11万人台とかつて無い高水準となっているが、有効求職者数も約14万人と依然高水準に留まったままである。しかしながら、就職件数は昨年同月比で見ると一貫して増加傾向にあり、季節要因による変動はあるが、毎月1万人を超えるなど順調に推移している。新規求人倍率に関しても、岩手県

1.41 倍（前月差+0.17）、宮城県 1.76 倍（前月差+0.17）、福島県 1.42 倍（前月差+0.16）と、全国計の 1.20（前月差+0.02）と比較すると堅調に推移していると見ることができる。

一方、雇用保険受給者実人員は、1 月時点で 62,528 人（昨年比 103.8% 増）と高水準に留まっている。失業給付の支給期間を 3 度延長したことの影響も強いことから一概に比較することは困難とはいえ、一面的には被災地の雇用情勢を反映したものと見ることもできることから、今後の失業給付支給終了者に対する雇用支援の充実は喫緊の課題であると言える。

次に、被災地の雇用情勢を男女別に見てみると、例えば有効求職者数では男性の 59,830 人（前年同月比 0.3% 減）に対し、女性は 69,531 人（前年同月比 13.6% 増）と、被災地の女性がおかれている雇用情勢は特に厳しいものとなっていることがわかる。

また、沿岸部のハローワークの求人・求職を整理すると、特に食料品製造業では女性の求職者数が男性と比較して圧倒的に多くなっている一方、建設業・土木業等では求人件数が求職者数を上回っているうえ、求職者も男性に限定される等のミスマッチが見られることから、今後は、職業間をまたぐような就職の支援も重要となってくると言える。（資料編参照）

## 2 今後の課題

### （1）求人・求職のミスマッチの解消

今後、被災地が本格的な復興段階を迎えるにあたり、政府としては、これまで被災地の雇用の中心となってきた短期つなぎ雇用ではなく、長期的な安定雇用の創出に支援の軸足を移していく必要がある。

また、求人の伸びている産業を見てみると、建設業、土木業など復興需要に伴うものが多いことから、今後、被災地のもともとの強みである農林漁業、水産加工業、医療・福祉業等の求人を増加させる必要がある。

### （2）女性の厳しい雇用情勢の改善

先ほど述べたとおり、被災地での女性の雇用情勢は特に厳しいものとなっている。理由としては、もともと女性の雇用の場であった水産加工業等が、津波の影響等により甚大な被害を受け、未だ、本格的な事業再開に至っていない事業所が多いことや、女性が比較的望まない建設業等の求人が伸びていること等があげられる。

このため、女性の働く場を重点的に復興するとともに、女性の働きやすい環境を整備することも求められている。

### (3) 雇用保険の延長給付の支給終了

「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ 3 では、沿岸地域等の雇用保険受給者について 90 日の延長を行ったが、こうした方々についても、最短で 1 月中旬から雇用保険の給付が終了している。

広域延長給付の受給者が 9,630 件（1 月）となっていることに対し、2 月 17 日まで時点で、広域延長給付の支給が終了した者 3,510 人のうち、支給終了時点の調査では、就職していた者は 921 人、求職活動中の者は 2,163 人、職業訓練を受講している者は 47 人、求職活動をされていない方他は 379 人であった。

また、1 月中に支給終了した者（2,092 人）のうち、支給終了時点で就職していなかった者（1,405 人）を 2 月 15 日に再調査したところ、このうち 156 人が就職していた。

先ほども述べたとおり、今後の復興段階では被災者 1 人 1 人の希望を実現するため、就労の場を確保することが何よりも求められていることから、更なる延長は行わないことにしたが、今後、こうした支給終了者が、出来るだけ速やかに、職に就くことができるようにすることが求められている。

### (4) 福島県、特に原発避難地域における雇用の確保

昨年 12 月 26 日に原子力災害対策本部から「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が発表され、東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定してきた警戒区域及び避難指示区域について、ステップ 2 の完了により原子力発電所の安全性が確認されたことから、本年 4 月を目途に見直しを実施することとされた。

本年 2 月 10 日に復興庁が設置され、2 月 14 日に第 1 回復興推進会議が開催されたが、当会議の中では、今後の警戒区域等の見直しに併せた避難者の帰還支援にあたっての主要課題の 1 つに「雇用確保、産業振興」が盛り込まれたところであり、現在、具体的支援策についての検討を進めている。

## 3 今後の対策

今後の雇用復興に向けて、現在の被災地の抱える課題を早急に解決するため、以下のとおり「日本はひとつ」しごとプロジェクトの更なる推進を図ることで、政府の雇用対策が被災者 1 人 1 人にしっかりと届くよう、全力をあげる必要がある。

また、福島県での雇用対策としては、こうした対策をきめ細かに実施する

とともに、速やかに検討を重ね、具体的措置を講じることで、元の住まいに戻って生活したいという避難地域の住民の方々の想いを実現する必要がある。

### ○ 産業政策の推進

地域経済の再生・復興のための産業政策の実施により、雇用創出を図る。

- ・ 被災企業の事業再開・復興支援、企業立地の促進
- ・ 農林水産業の復興支援（農地・農業用施設、海岸防災林、漁港の早期復旧・復興、漁業・養殖業の再開と加工流通施設の整備による一体的な復興）等

### ○ ハローワークの就職支援

産業政策や復旧・復興事業で生じる求人を、ハローワークで開拓・確保し、必要な求職者には担当者制による個別対応など、個人の特性・状態に応じた就職支援を行う。また、本人の心理状況を踏まえ、ハローワークでは、臨床心理士などの専門家による心の健康相談を充実する。

また、母子家庭の母等に対しては、担当者制による特にきめ細かな就職支援を実施する。

### ○ 職業訓練の機動的拡充・実施、職業訓練の積極的活用

被災地の雇用のミスマッチの解消のため、介護、情報通信等の職業訓練コースのほか、建設機械の運転技能等を修得する特別訓練コースを設定する。

就職に向けて職業能力や資格が不足していると判断される者については、雇用保険を受給できない方に対する求職者支援制度の活用を含め、職業訓練へ積極的に誘導する。

### ○ 本格的な安定雇用の創出に向けた「被災地雇用復興総合プログラム」の実施

- ・ 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業が、被災者を雇用する場合に、農林漁業、水産加工業、医療・福祉業などへの産業政策と一体となった雇用面での支援を行う事業（事業復興型雇用創出事業）を推進する。
- ・ 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の活用などといった雇用面でのモデル性があり、将来的な事業自立による雇用創出が期待される事業（生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業）を推進

する。

○ 特に、広域延長給付を受給中の方などへの対応として、

- ① 求人情報の送付、セミナーの開催案内等の送付、ハローワークのサービスメニュー等の送付、電話連絡での近況確認などによる積極的な就職支援を行うこと。また、ハローワークでの臨床心理士などによる心のケアを実施すること。
- ② 再就職意欲の高い者や、母子家庭の母などに対して、担当者制などによるきめ細かな支援を実施すること
- ③ 就職に向けて訓練を必要とする者に対しては、求職者支援制度を含む職業訓練への積極的誘導を図ること  
等を行う。



(参考資料編)

- 震災被災地の現在の雇用情勢
- 雇用労働対策に関する震災から 1 年の  
歩み



# 被災3県の雇用の状況(月次)

平成24年3月2日

厚生労働省  
人、件、%

日本はひとつ  
しごとプロジェクト

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
○有効 求人数	岩手県	15,319	16,394	18,631	19,709	21,769	21,555	21,974	23,456	24,357	26,041	27,068
	宮城県	25,983	28,994	33,951	38,104	41,898	44,788	46,030	46,144	49,050	49,907	50,681
	福島県	20,578	23,351	24,868	28,781	29,765	30,282	31,020	31,306	32,536	34,443	33,619
	3県計	61,880	68,739	77,450	86,594	93,432	96,625	99,024	100,906	105,943	110,391	111,368
	前月比	▲ 8.0	11.1	12.7	11.8	7.9	3.4	2.5	1.9	5.0	4.2	0.9
○新規 求人数	岩手県	5,966	8,086	9,744	9,132	9,543	9,537	9,526	10,351	10,550	10,847	11,558
	宮城県	9,368	15,050	15,931	17,119	18,337	18,073	18,300	18,187	18,525	19,617	20,436
	福島県	7,268	11,616	11,048	13,079	12,470	12,227	12,822	12,795	13,943	13,401	13,758
	3県計	22,602	34,752	36,723	39,330	40,350	39,837	40,648	41,333	43,018	43,865	45,752
	前月比	▲ 23.1	53.8	5.7	7.1	2.6	▲ 1.3	2.0	1.7	4.1	2.0	4.3
○有効 求職者数	岩手県	33,645	38,994	39,838	40,098	38,795	37,773	37,415	37,218	37,444	37,685	36,232
	宮城県	53,551	63,348	69,008	70,165	67,028	64,658	63,275	63,125	63,058	63,148	61,541
	福島県	41,956	46,316	48,666	49,747	47,849	47,050	46,209	46,272	46,392	46,686	45,309
	3県計	129,152	148,658	157,512	160,010	153,672	149,481	146,899	146,615	146,894	147,519	143,082
	前月比	▲ 2.9	15.1	6.0	1.6	▲ 4.0	▲ 2.7	▲ 1.7	▲ 0.2	0.2	0.4	▲ 3.0
○新規 求職者数	岩手県	8,119	13,079	10,246	9,794	9,444	9,129	8,969	8,723	8,718	8,767	8,173
	宮城県	10,574	21,169	18,919	14,857	13,585	13,453	12,616	12,818	12,671	12,302	11,601
	福島県	9,395	14,699	13,893	12,429	11,525	11,518	10,654	11,024	10,911	10,606	9,656
	3県計	28,088	48,947	43,058	37,080	34,554	34,100	32,239	32,565	32,300	31,675	29,430
	前月比	▲ 20.0	74.3	▲ 12.0	▲ 13.9	▲ 6.8	▲ 1.3	▲ 5.5	1.0	▲ 0.8	▲ 1.9	▲ 7.1
○就職件数	岩手県	3,326	3,580	4,127	4,716	3,957	3,644	4,130	3,836	3,560	3,124	2,956
	宮城県	2,461	3,378	4,580	5,288	5,051	4,984	5,038	4,793	4,366	3,851	3,816
	福島県	3,028	3,445	4,245	4,761	4,196	4,387	4,450	4,232	3,938	3,806	3,316
	3県計	8,815	10,403	12,952	14,765	13,204	13,015	13,618	12,861	11,864	10,781	10,088
	前年比	▲ 40.7	▲ 19.5	24.3	25.0	19.6	26.9	15.6	15.0	11.9	27.0	27.3
○雇用創出 基金事業 (就職件数) (2月24日現在)	岩手県	6,670										
	宮城県	9,594										
	福島県	13,274										
	3県計	29,538										
○雇用保険 受給資格 決定件数	岩手県	1,583	10,527	4,151	2,088	1,515	1,399	1,305	1,502	1,268	1,087	1,463
	宮城県	2,271	19,229	14,134	4,901	2,928	2,715	2,627	3,373	2,239	1,827	2,422
	福島県	2,708	14,188	8,039	3,560	2,571	2,313	2,136	2,203	1,826	1,520	1,923
	3県計	6,562	43,944	26,324	10,549	7,014	6,427	6,068	7,078	5,333	4,434	5,808
	前年比	▲ 11.4	213.1	215.1	49.7	2.6	2.7	▲ 4.4	▲ 2.4	▲ 14.5	▲ 14.1	▲ 15.8
○雇用保険 受給者 実人員 ( )内は個別 延長給付等※ を含む数値	岩手県	6,872 (7,361)	12,102 (12,780)	14,947 (15,617)	15,752 (16,536)	14,208 (15,477)	12,865 (14,688)	10,783 (12,723)	9,846 (12,165)	8,888 (11,757)	8,015 (11,227)	7,595 (11,517)
	宮城県	10,673 (11,883)	19,845 (21,213)	31,637 (32,948)	35,410 (37,249)	31,649 (34,777)	28,903 (34,216)	24,193 (30,083)	21,874 (29,287)	19,352 (28,526)	17,082 (27,568)	15,337 (28,009)
	福島県	9,811 (10,687)	18,056 (19,058)	23,753 (24,672)	25,816 (27,394)	23,862 (26,812)	22,609 (26,808)	19,965 (24,840)	18,128 (24,914)	15,744 (23,949)	13,838 (22,997)	12,233 (23,002)
	3県計	27,356 (29,931)	50,003 (53,051)	70,337 (73,237)	76,978 (81,179)	69,719 (77,066)	64,377 (75,712)	54,941 (67,646)	49,848 (66,366)	43,984 (64,232)	38,935 (61,792)	35,165 (62,528)
	前年比	▲ 24.0 (▲ 26.2)	41.6 (34.9)	110.2 (100.3)	108.3 (101.9)	93.9 (97.1)	81.0 (94.4)	63.6 (83.9)	59.7 (93.9)	48.0 (97.1)	34.3 (94.8)	25.9 (103.8)

注) 上記数値は全て被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の合計。

数値の斜字体は季節調整値。

雇用保険の数値は自発的失業や定年退職、その他特例対象分も含む。

(参考)

-40-

○雇用保険離職票等交付件数 被災3県計 23万654件(3月12日~2月19日)(前年比1.4倍)

○雇用創出基金事業による計画状況 被災3県計 32,000人



# 被災3県の雇用の状況(男女別)(月次)

平成24年3月2日

厚生労働省  
人、件、%

3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
○有効求職者数	岩手県	男	17,286	20,970	21,325	20,358	18,081	16,597	15,969	15,435	14,692	14,032	14,579
		前年比	▲ 14.4	▲ 1.4	4.3	4.1	0.4	▲ 4.2	▲ 5.6	▲ 4.8	▲ 4.8	▲ 2.0	▲ 2.3
		女	18,694	24,293	24,601	23,829	21,699	20,480	19,951	19,616	18,964	17,793	17,938
	宮城県	男	26,672	34,178	36,551	36,303	33,199	30,933	29,219	28,615	27,350	25,566	25,583
		前年比	▲ 14.3	4.7	15.0	15.8	9.7	5.3	2.0	2.4	1.4	2.2	0.6
		女	26,848	35,603	39,387	40,570	37,169	34,888	33,644	33,241	31,913	29,627	29,753
	福島県	男	21,167	24,683	25,214	25,384	23,219	22,253	21,125	20,880	20,462	19,620	19,668
		前年比	▲ 17.9	▲ 8.6	▲ 3.3	1.1	▲ 2.1	▲ 2.0	▲ 4.8	▲ 3.4	▲ 2.3	0.5	▲ 0.1
		女	22,149	27,065	28,304	28,276	26,024	25,084	24,153	23,836	23,049	21,868	21,840
	3県計	男	65,125	79,831	83,090	82,045	74,499	69,783	66,313	64,930	62,504	59,218	59,830
		前年比	▲ 15.5	▲ 1.4	6.1	7.9	3.5	0.5	▲ 2.1	▲ 1.3	▲ 1.3	0.7	▲ 0.3
		女	67,691	86,961	92,292	92,675	84,892	80,452	77,748	76,693	73,926	69,288	69,531
3県計	前年比	▲ 11.8	10.3	22.4	26.7	22.6	19.7	15.9	15.2	13.9	15.8	13.6	
	岩手県	男	4,392	8,105	5,258	4,320	3,659	3,762	3,794	3,720	3,390	3,073	3,977
		前年比	▲ 20.5	28.7	19.1	2.2	▲ 5.6	▲ 0.3	▲ 7.0	▲ 4.7	▲ 6.1	▲ 0.1	▲ 6.0
女		5,112	10,848	6,093	5,016	4,067	4,522	4,583	4,440	4,105	3,500	4,669	
宮城県	男	5,609	13,627	9,163	6,715	5,794	5,838	5,577	5,893	5,046	4,198	5,630	
	前年比	▲ 28.9	56.3	37.5	▲ 2.4	▲ 9.6	▲ 3.3	▲ 12.9	▲ 6.1	▲ 14.0	▲ 10.1	▲ 15.7	
	女	5,777	15,584	11,788	8,227	6,269	6,753	6,650	6,736	5,905	4,631	6,735	
福島県	男	5,077	8,652	6,444	5,911	4,727	4,967	4,773	5,041	4,693	3,978	5,101	
	前年比	▲ 26.6	17.0	17.0	6.9	▲ 11.1	1.8	▲ 10.1	▲ 2.0	▲ 1.3	▲ 0.4	▲ 10.3	
	女	5,594	10,951	7,959	6,400	5,218	5,782	5,539	5,543	4,982	4,272	5,570	
3県計	男	15,078	30,384	20,865	16,946	14,180	14,567	14,144	14,654	13,129	11,249	14,708	
	前年比	▲ 25.8	35.6	25.8	1.8	▲ 9.1	▲ 0.8	▲ 10.5	▲ 4.4	▲ 7.8	▲ 4.2	▲ 11.4	
	女	16,483	37,383	25,840	19,643	15,554	17,057	16,772	16,719	14,992	12,403	16,974	
3県計	前年比	▲ 28.1	58.8	46.7	11.3	0.1	6.6	▲ 5.8	▲ 2.2	▲ 4.8	▲ 3.4	▲ 9.2	
	岩手県	男	1,180	1,563	2,016	2,291	2,035	1,766	1,919	1,895	1,652	1,352	1,366
		前年比	▲ 48.0	▲ 13.2	38.1	30.2	22.1	24.6	3.6	7.9	5.2	11.6	29.5
女		2,145	2,014	2,108	2,423	1,919	1,871	2,208	1,939	1,907	1,767	1,589	
宮城県	男	983	1,583	2,282	2,585	2,475	2,503	2,452	2,343	2,117	1,784	1,835	
	前年比	▲ 52.7	▲ 24.0	43.0	42.0	29.0	31.0	20.6	18.8	13.1	26.6	36.8	
	女	1,475	1,792	2,289	2,693	2,566	2,470	2,576	2,445	2,242	2,063	1,973	
福島県	男	1,197	1,566	1,916	2,252	2,113	2,170	2,086	2,056	1,940	1,847	1,572	
	前年比	▲ 34.1	▲ 15.6	13.9	12.5	23.6	40.4	18.8	26.5	20.9	50.5	34.0	
	女	1,819	1,871	2,323	2,491	2,068	2,207	2,353	2,166	1,992	1,953	1,742	
3県計	男	3,360	4,712	6,214	7,128	6,623	6,439	6,457	6,294	5,709	4,983	4,773	
	前年比	▲ 45.5	▲ 17.9	31.2	27.7	25.1	32.1	14.4	17.6	13.1	29.5	33.7	
	女	5,439	5,677	6,720	7,607	6,553	6,548	7,137	6,550	6,141	5,783	5,304	
3県計	前年比	▲ 37.2	▲ 20.3	19.2	23.0	14.8	22.7	17.0	13.0	11.2	25.3	22.4	



# 被災3県の雇用の状況(男女別)(月次)

平成24年3月2日

厚生労働省  
人、件、%

雇用保険受給資格決定件数	岩手県	男	786	4,151	1,716	898	691	609	581	650	561	498	728
		前年比	▲12.8	118.6	85.3	0.3	▲17.1	▲12.5	▲12.2	▲14.2	▲10.5	▲21.0	▲5.0
	宮城県	男	1,120	9,086	5,611	1,949	1,326	1,192	1,166	1,651	977	827	1,128
		前年比	▲24.2	265.3	238.6	33.9	▲5.3	▲3.5	▲9.5	14.9	▲22.3	▲21.1	▲20.8
	福島県	男	1,450	6,315	3,032	1,545	1,153	1,044	955	955	814	715	876
		前年比	17.1	220.1	149.8	49.6	6.0	10.2	▲2.2	▲17.4	▲18.6	▲12.6	▲20.3
3県計		男	3,356	19,552	10,359	4,392	3,170	2,845	2,702	3,256	2,352	2,040	2,732
		前年比	▲7.2	207.5	172.8	29.8	▲4.6	▲1.1	▲7.7	▲2.8	▲18.4	▲18.3	▲16.9
		女	3,206	24,392	15,965	6,157	3,844	3,582	3,366	3,822	2,981	2,394	3,076
		前年比	▲15.4	217.7	250.3	68.0	9.3	6.0	▲1.6	▲2.1	▲11.1	▲10.2	▲14.8
雇用保険受給者実人員 ( )内は個別延長給付等※を含む 数値	岩手県	男	3,482 (3,782)	5,663 (6,065)	6,558 (6,951)	6,460 (6,871)	5,682 (6,237)	5,089 (5,825)	4,291 (5,072)	3,810 (4,670)	3,514 (4,527)	3,159 (4,254)	3,085 (4,386)
		前年比	▲26.1 (▲26.8)	16.7 (15.6)	38.0 (36.1)	29.4 (29.4)	17.5 (20.8)	10.3 (17.0)	▲0.3 (8.9)	▲1.8 (11.5)	▲3.5 (15.0)	▲7.6 (15.2)	▲8.3 (19.8)
		女	3,390 (3,579)	6,439 (6,715)	8,389 (8,666)	9,292 (9,665)	8,526 (9,240)	7,776 (8,863)	6,492 (7,651)	6,036 (7,495)	5,374 (7,230)	4,856 (6,973)	4,510 (7,131)
		前年比	▲19.1 (▲20.9)	58.2 (54.4)	103.6 (100.6)	105.0 (102.7)	87.9 (93.1)	79.3 (93.9)	57.6 (75.6)	58.8 (85.3)	48.1 (87.8)	32.2 (79.1)	27.1 (90.0)
	宮城県	男	5,346 (5,990)	9,846 (10,603)	14,562 (15,296)	15,723 (16,672)	13,901 (15,396)	12,495 (14,810)	10,396 (12,919)	9,424 (12,567)	8,381 (12,188)	7,513 (11,700)	6,832 (11,707)
		前年比	▲25.0 (▲26.1)	41.1 (34.3)	132.0 (118.1)	122.3 (111.2)	103.9 (103.9)	83.2 (95.2)	59.2 (77.8)	54.6 (84.9)	44.6 (88.7)	30.7 (83.0)	23.1 (88.5)
		女	5,327 (5,893)	9,999 (10,610)	17,075 (17,652)	19,687 (20,577)	17,748 (19,381)	16,408 (19,406)	13,797 (17,164)	12,450 (16,720)	10,971 (16,338)	9,569 (15,868)	8,505 (16,302)
		前年比	▲22.0 (▲24.2)	51.0 (41.8)	158.4 (144.1)	161.5 (150.9)	142.5 (142.2)	117.0 (131.8)	94.4 (117.6)	89.1 (129.9)	75.1 (135.6)	59.5 (139.3)	49.7 (157.2)
	福島県	男	4,921 (5,343)	8,904 (9,417)	10,796 (11,269)	11,396 (12,135)	10,380 (11,659)	9,687 (11,355)	8,634 (10,582)	7,807 (10,432)	6,816 (9,916)	6,138 (9,672)	5,499 (9,643)
		前年比	▲26.8 (▲30.6)	37.1 (28.6)	85.9 (75.6)	82.5 (77.0)	73.7 (77.9)	65.4 (76.1)	56.5 (74.1)	50.6 (81.8)	37.4 (81.1)	28.4 (84.5)	19.1 (90.6)
		女	4,890 (5,344)	9,152 (9,641)	12,957 (13,403)	14,420 (15,259)	13,482 (15,153)	12,922 (15,453)	11,331 (14,258)	10,321 (14,482)	8,928 (14,033)	7,700 (13,325)	6,734 (13,359)
		前年比	▲23.6 (▲26.9)	45.3 (37.0)	119.9 (107.0)	119.0 (112.3)	108.6 (114.9)	102.6 (121.0)	88.4 (117.9)	81.7 (134.2)	64.3 (136.3)	43.2 (127.4)	30.1 (136.2)
3県計	男	13,749 (15,115)	24,413 (26,085)	31,916 (33,516)	33,579 (35,678)	29,963 (33,292)	27,271 (31,990)	23,321 (28,573)	21,041 (27,669)	18,711 (26,631)	16,810 (25,626)	15,416 (25,736)	
	前年比	▲25.9 (▲27.9)	33.2 (27.5)	89.6 (80.8)	83.4 (77.9)	70.0 (72.8)	57.7 (68.3)	42.7 (58.7)	38.8 (65.5)	30.0 (67.8)	20.5 (67.2)	13.9 (72.4)	
	女	13,607 (14,816)	25,590 (26,966)	38,421 (39,721)	43,399 (45,501)	39,756 (43,774)	37,106 (43,722)	31,620 (39,073)	28,807 (38,697)	25,273 (37,601)	22,125 (36,166)	19,749 (36,792)	
	前年比	▲21.9 (▲24.4)	50.6 (42.9)	131.1 (120.4)	132.8 (125.7)	117.0 (120.7)	103.1 (119.3)	83.5 (108.0)	79.3 (121.1)	64.9 (124.8)	47.0 (120.7)	37.1 (133.6)	

注) 上記数値は全て被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の合計。

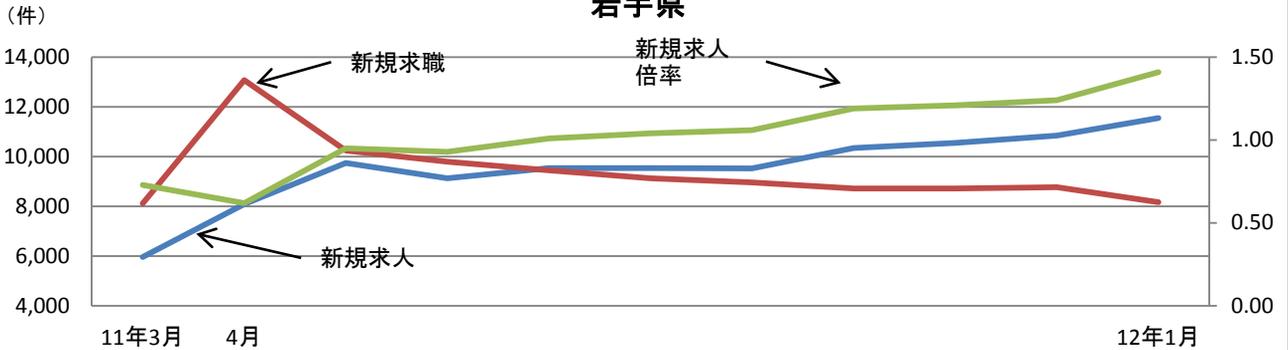
全て原数値である。

雇用保険の数値は自発的失業や定年退職、その他特例対象分も含む。-42-

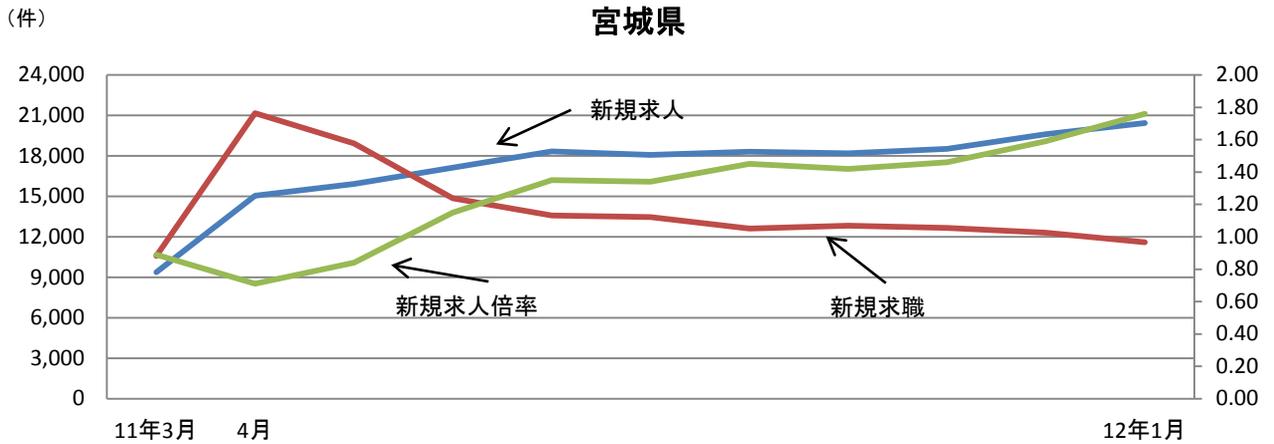
## 被災3県の新規求職・求人の動向

○3月は事業所や生産施設の損壊、ガソリン不足による人・物の移動制約、ライフラインの復旧の遅れなどの影響により、新規求職・求人ともに減少したが、4月は新規求職・求人ともに急増した。  
 ○その後、新規求人数は5月以降順調に増加し、1月は被災3県で45,752件(前月比4.3%増)、新規求職者数は5月以降減少傾向が続き、1月は被災3県で29,430件(前月比7.1%減)となっている。

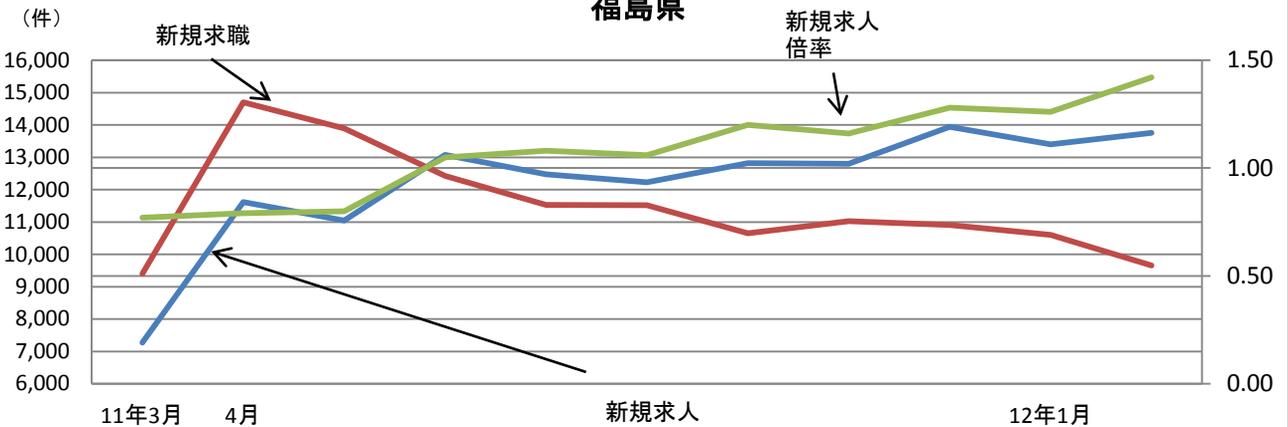
### 岩手県



### 宮城県



### 福島県

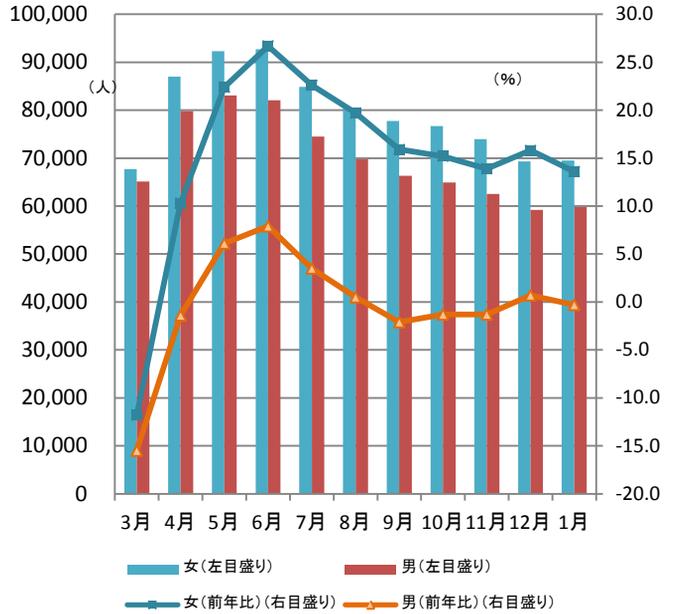


(出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

## 男女別の雇用の動向

○有効求職者数の推移を男女別に見てみると、震災後は男女とも前年比で増加していた。  
 ○男性が9月以降前年比が減少傾向が続く一方で、女性はピーク時の6月に比べれば下がってきたものの、依然として前年に比べて増加が続いている。

### 有効求職者数の推移

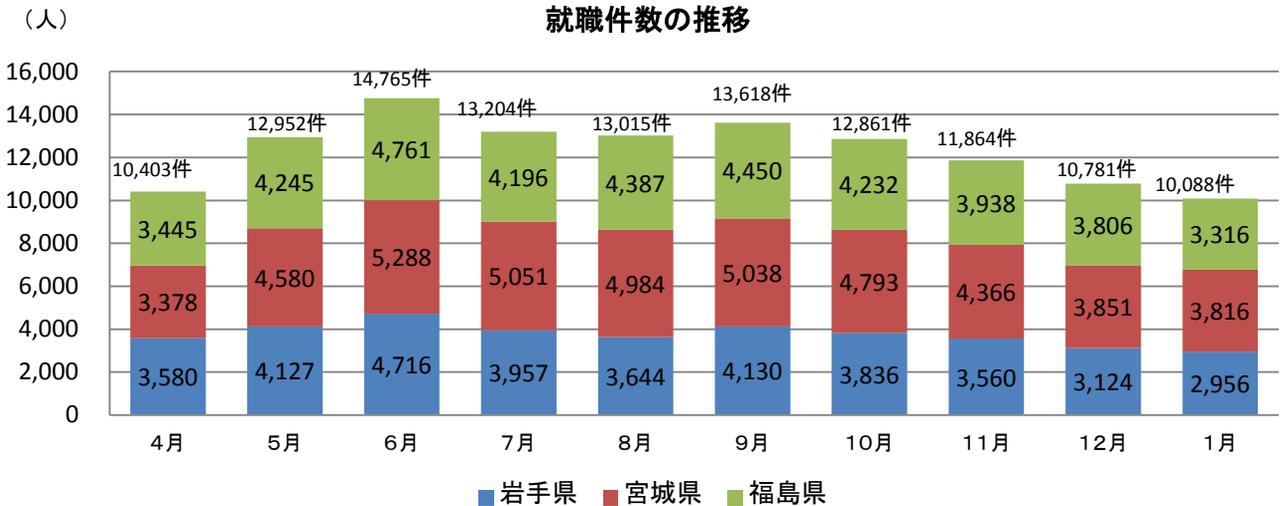


(出所)厚生労働省「職業安定業務統計」

## 就職件数の推移

○被災3県の1月の就職件数は、1万88件である。  
 前年同月に比べると、27.3%増加している。

### 就職件数の推移



(参考)

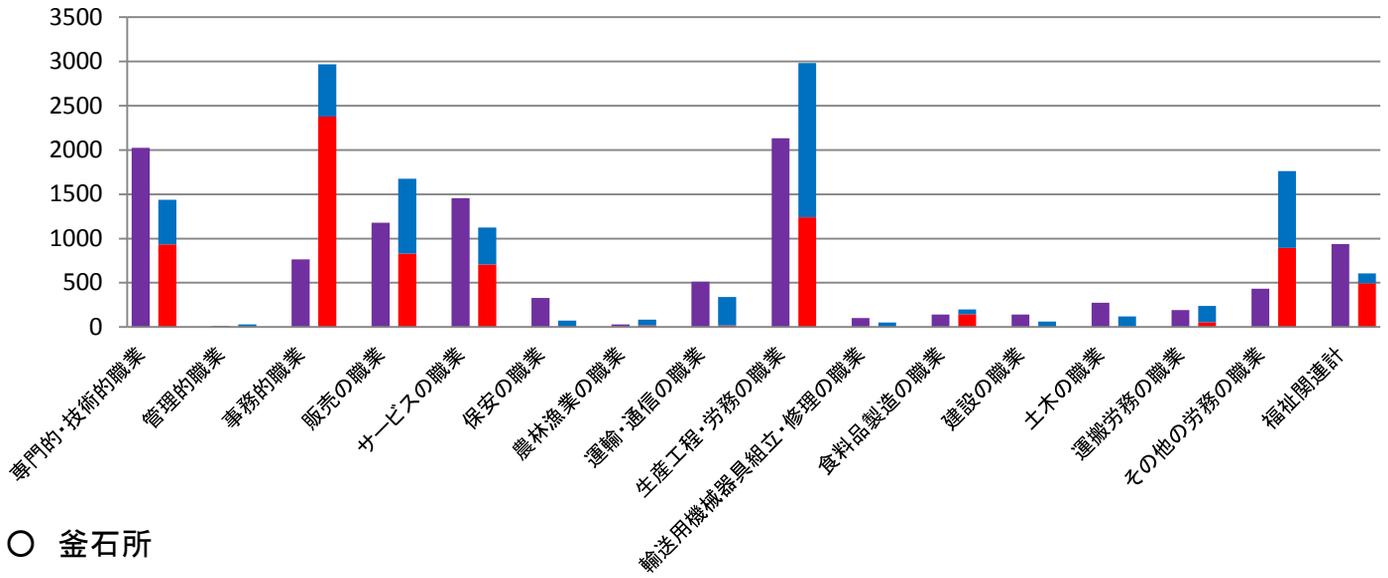
○雇用創出基金事業による就職件数は、被災3県で29,538件(2月24日現在)  
 (内訳:岩手県6,670件、宮城県9,594件、福島県13,274件)

(資料出所)厚生労働省調べ

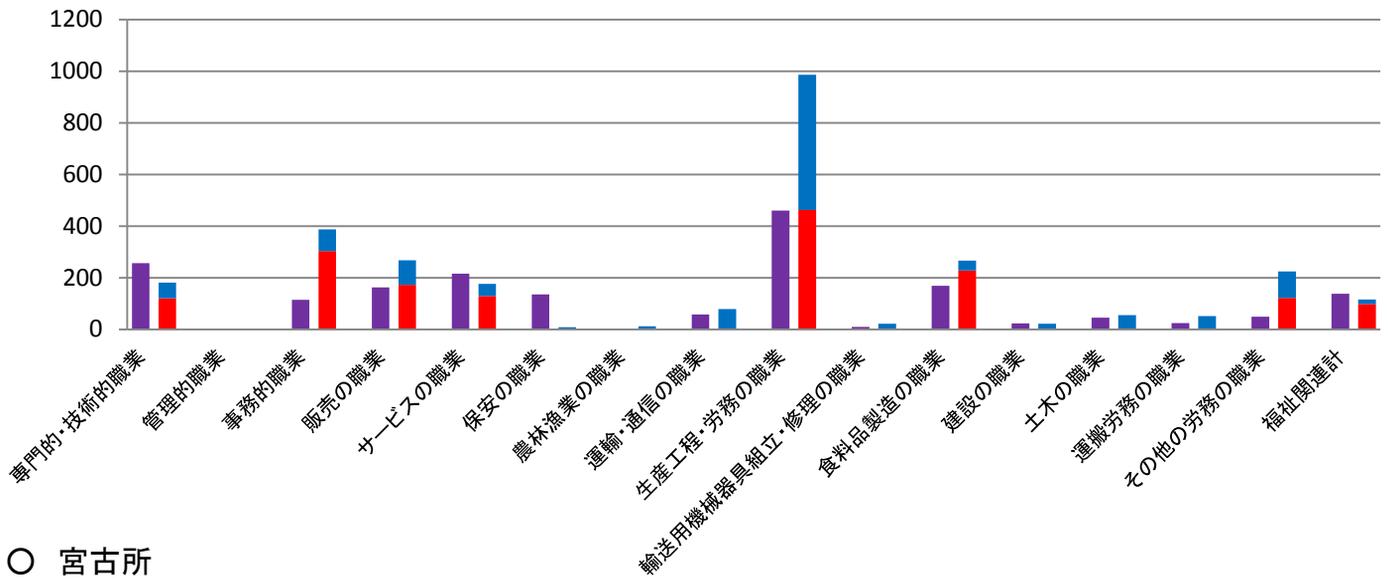
# ハローワーク別の有効求人数・有効求職者数(1月)

## 岩手県

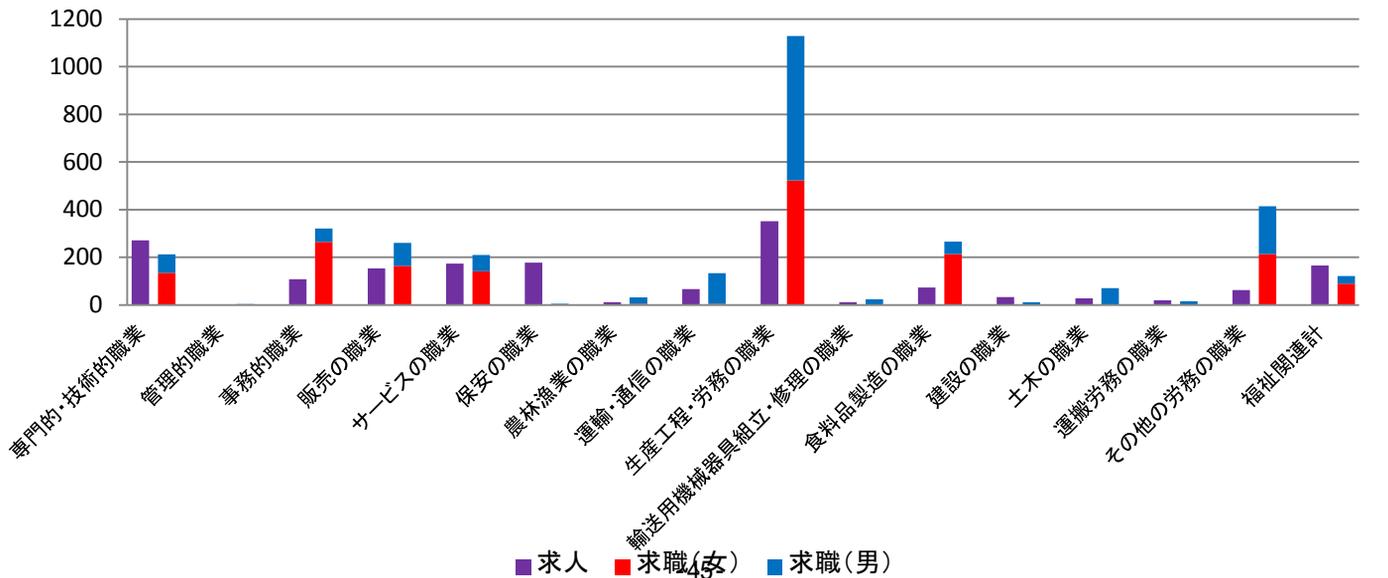
### ○ 盛岡所



### ○ 釜石所



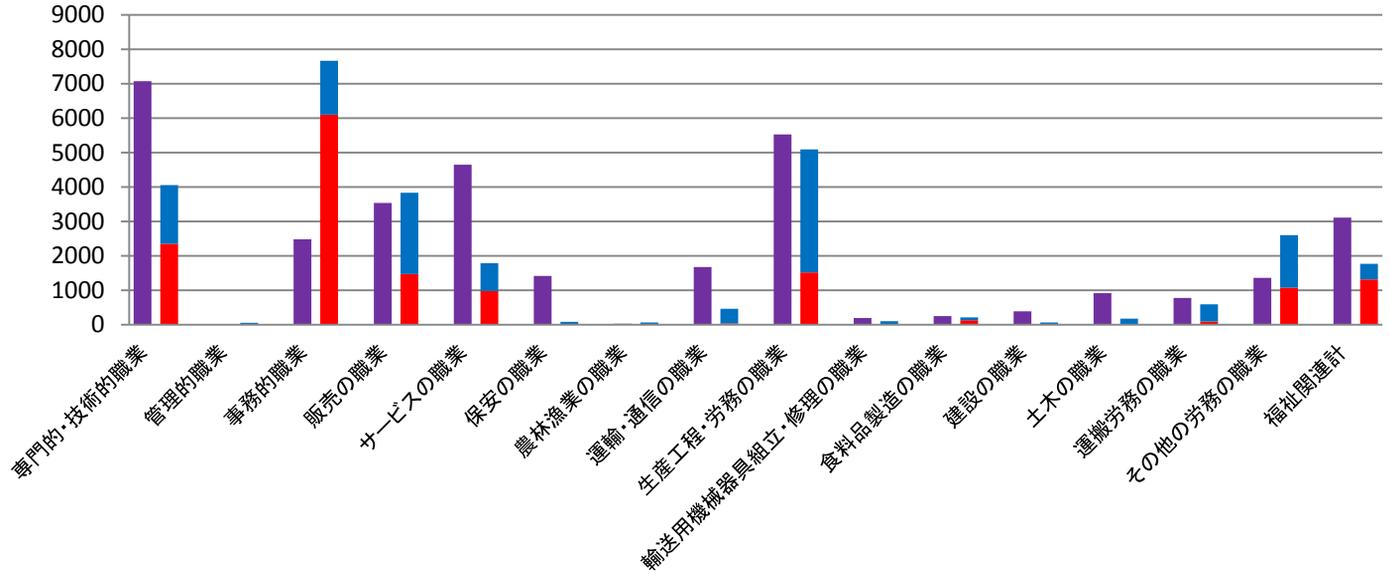
### ○ 宮古所



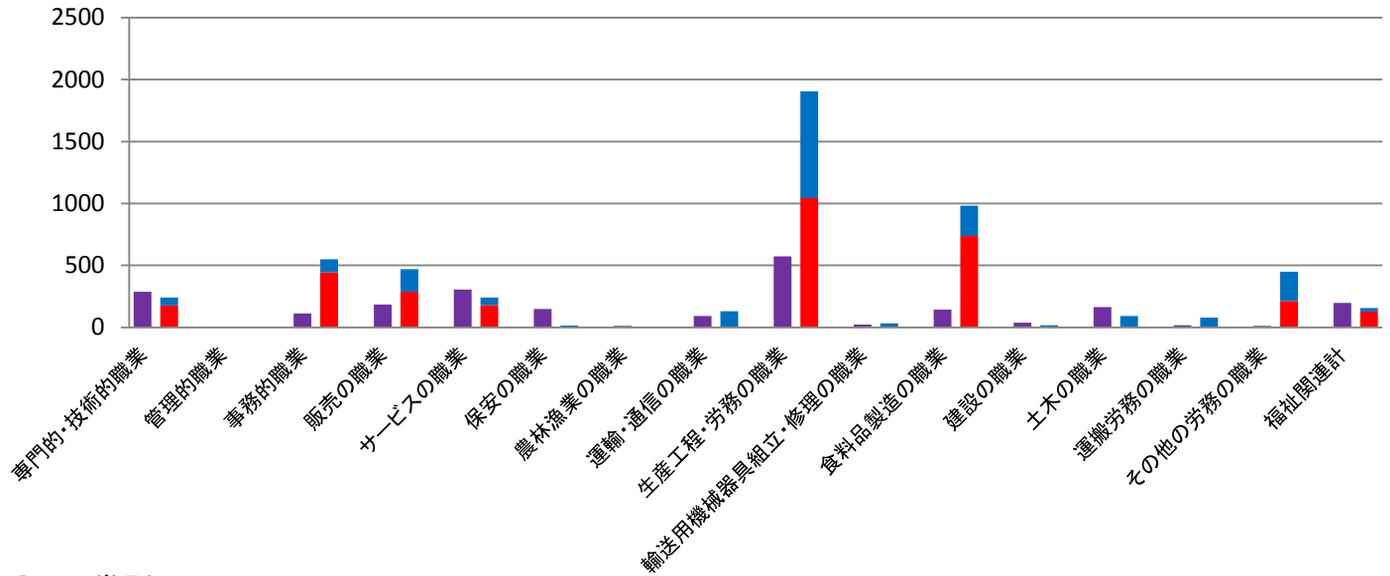
■ 求人 ■ 求職(女) ■ 求職(男)

# 宮城県

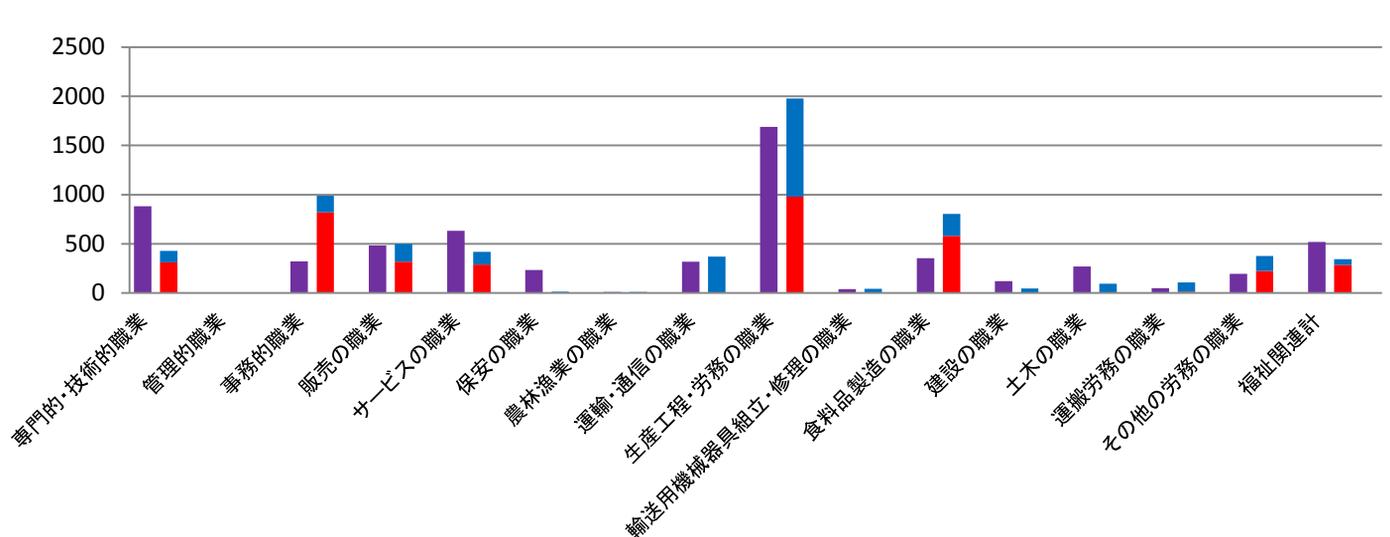
## ○ 仙台所



## ○ 気仙沼所

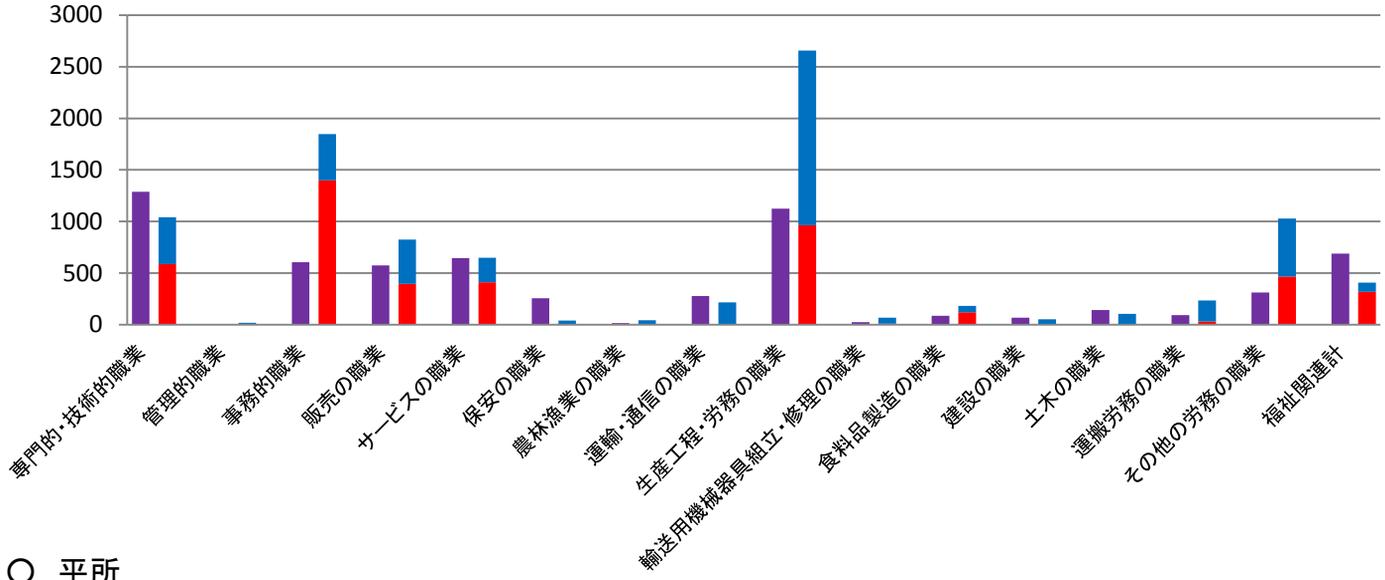


## ○ 石巻所

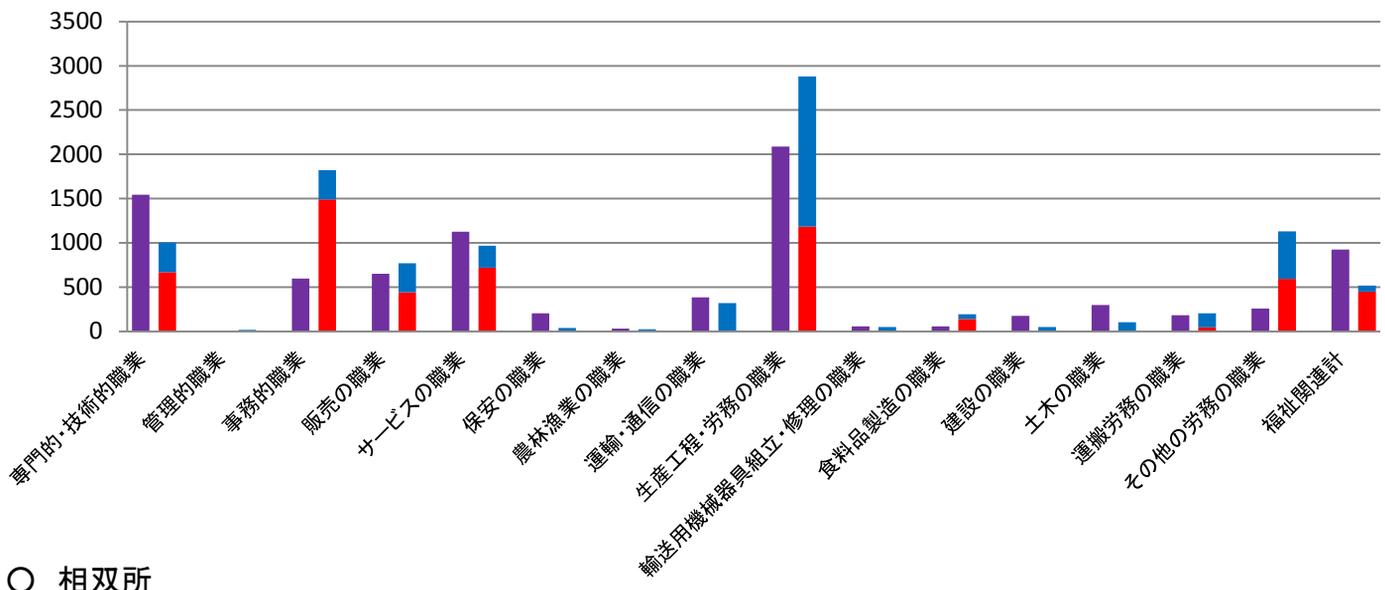


# 福島県

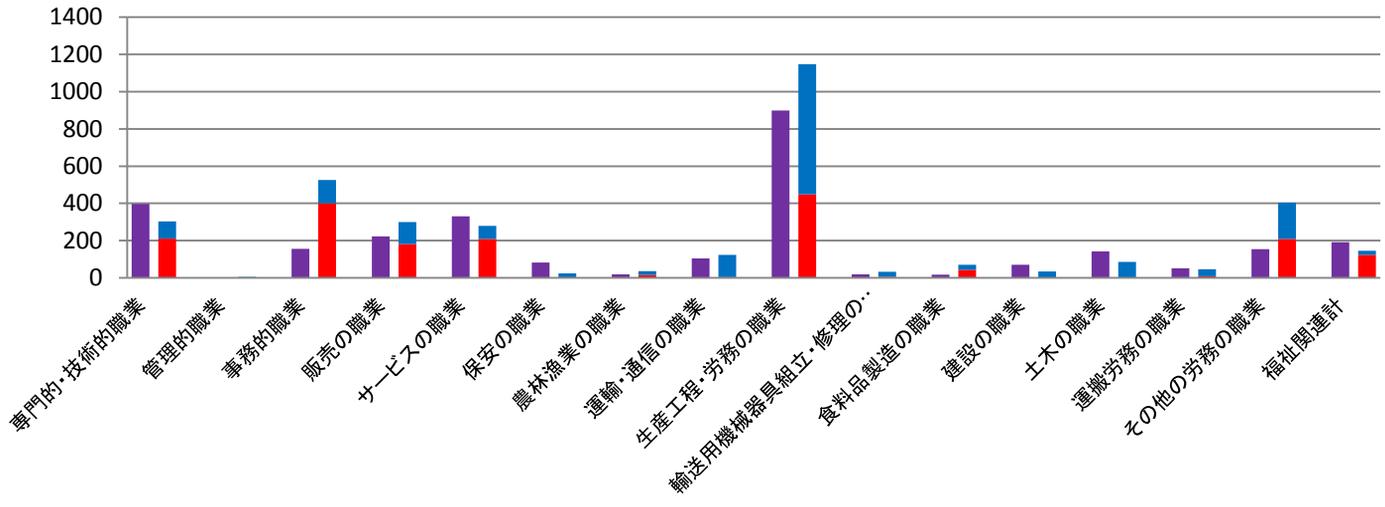
## ○ 福島所



## ○ 平所

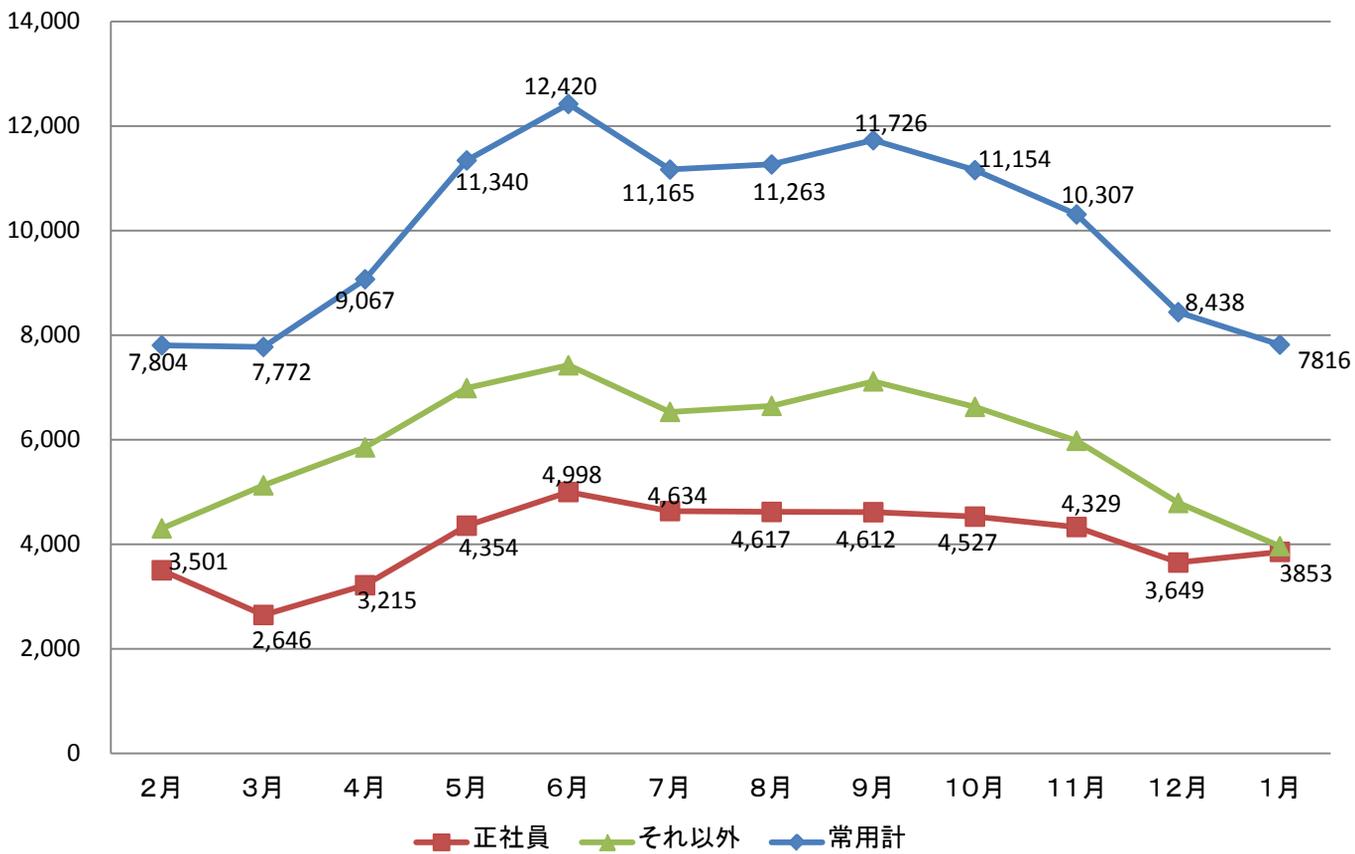


## ○ 相双所

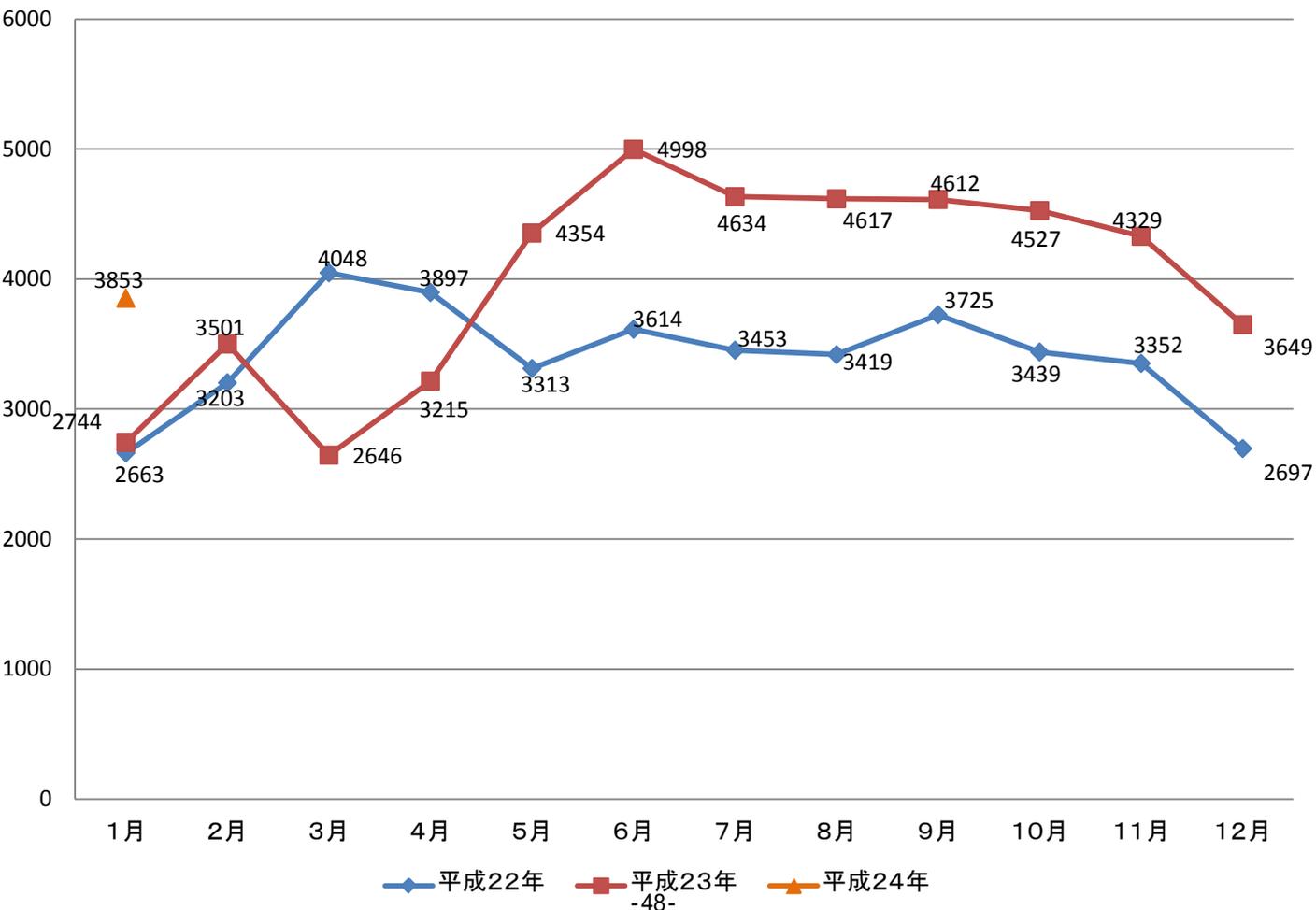


■ 求人 ■ 求職(女) ■ 求職(男)

## 被災3県における正社員等の就職件数の推移



## 被災3県における正社員の就職件数の推移



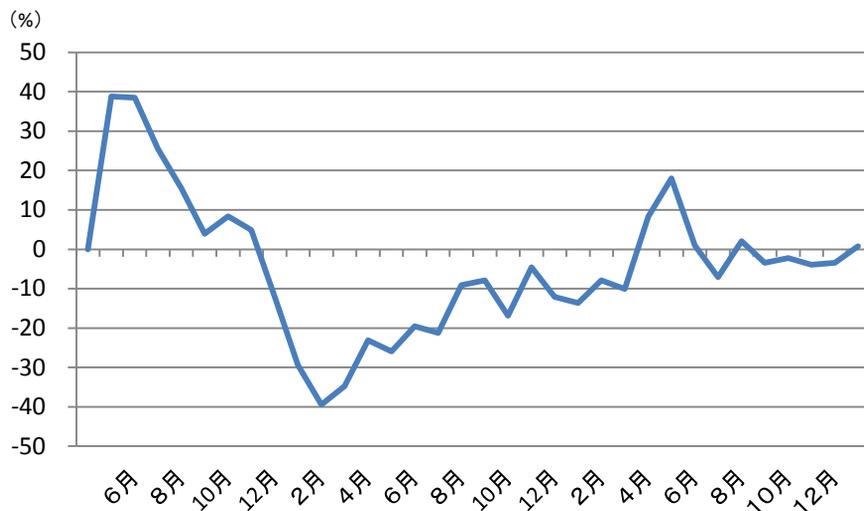
## 雇用保険受給資格決定件数等の動向

○平成24年1月の受給資格決定件数は、14.9万件と前年比0.8%増となっている。

○受給資格者のうち特定受給資格者(解雇等による離職)割合は、32.2%と前月より0.1ポイント上昇した。

- ・被災3県の受給資格決定件数は、岩手県1,463件(前年比0.9倍)、宮城県2,422件(前年比0.8倍)、福島県1,923件(前年比0.8倍)となっている。
- ・被災3県の特定受給資格者割合は、岩手県31.7%、宮城県31.0%、福島県29.1%となっている。

### 受給資格決定件数(対前年比)

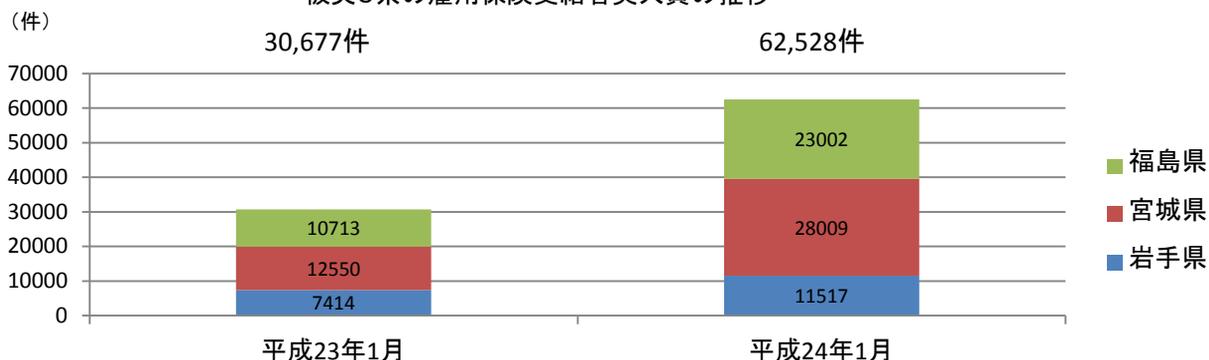


(出所)厚生労働省「雇用保険業務統計」

## 雇用保険受給者実人員の推移

○被災3県の雇用保険受給者実人員(※)は6万2,528件、対前年同月比103.8%増となっている。

被災3県の雇用保険受給者実人員の推移



※ 個別延長給付等(個別延長給付、特例延長給付、広域延長給付)を含む。

注) 自発的失業や定年退職、その他特例(休業、一時離職)対象分も含む。

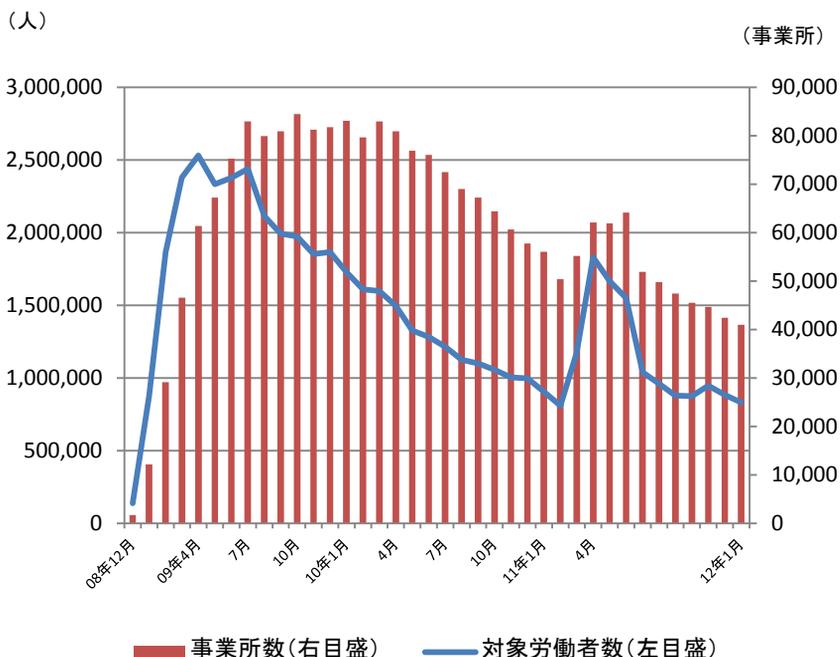
(参考)

○被災3県の雇用保険受給資格決定件数は、5,808件、前年同月比15.8%減少(1月分)。

## 雇用調整助成金等に関する休業等実施計画届受理状況

○1月の休業等実施計画届の受理状況は、41,007事業所(前月比1,457か所の減少)、対象者数は831,291人(同52,059人の減少)となっている。

○うち被災3県については、2,284事業所(前月比8%減)、対象者数は62,060人(同11%増)となっている。



(出所)厚生労働省調べ

## 雇用労働対策に関する震災から1年の歩み

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
3	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本大震災発災</li> <li>○緊急災害本部発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働省災害対策本部設置</li> <li>○被災地のほか、帰宅困難者の発生した首都圏などで、ハローワークの庁舎等を避難民や帰宅困難者等へ開放</li> </ul>
	12		<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災した求職者及び事業主に対応するため、被災地のハローワークで、特別相談窓口の設置を指示</li> <li>○(独)雇用・能力開発機構に対して、雇用促進住宅の活用を指示</li> <li>○宮城労働局内に厚生労働省現地連絡本部設置</li> <li>○災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために一時離職した場合も雇用保険の基本手当を受給できる特例について通知</li> <li>○被災者である受給資格者については、住居所を管轄するハローワーク以外でも受給できる特例を実施</li> </ul>
	13		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために休業を余儀なくされた場合、実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できる特例を実施</li> </ul>
	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地の物資調達に関して、国費で対応する予備費使用の閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京電力管内のハローワークに対して、計画停電に基づく17時以降の対応について指示</li> </ul>
	15		<ul style="list-style-type: none"> <li>○東北電力管内のハローワークに対して、計画停電に基づく17時以降の対応について指示</li> <li>○障害者雇用納付金の納付期限延長等について(独)高齢・障害者雇用支援機構と労働局に通知</li> <li>○激甚災害指定地域に居住する受給資格者に係る失業給付の給付制限期間の短縮と個別延長給付の取扱の特例を実施(支給にあたっての応募要件を問わないとする特例)を通知</li> </ul>
	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者生活支援特別対策本部(支援チーム)設置</li> <li>※事務局は20日に発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハローワークの付属施設で、震災の影響を受けた求職者に対しては、各施設の支援対象者以外の者も支援に加えるなどの柔軟な取扱いをするよう指示</li> <li>○職業紹介事業・労働者派遣事業の許可有効期間の延長を告示</li> <li>○労働者派遣事業報告、職業紹介事業報告、労働者供給事業報告の提出期限の猶予を通知</li> <li>○各種助成金の支給申請期限の猶予を周知</li> <li>○震災等の発生に伴う雇用調整助成金の特例(生産量等の確認期間の短縮(3ヶ月→1ヶ月)、生産量減少を「見込み」でも可とすること、本来事前に提出すべき休業等実施計画届の事後提出を認める)を指示</li> <li>○キャリア形成促進助成金について、被災により事業主が実施していた職業訓練の修了が困難となった場合であっても、当該訓練に既に要した経費や賃金は助成の対象とした</li> <li>○認定訓練助成事業費補助金について、被災により訓練が中止又は中断された場合であっても、当該訓練に既に要した経費は補助の対象とした</li> <li>○(独)雇用・能力開発機構に対して、同機構が所有する被災地域とその周辺地域の公共職業能力開発施設及び職員宿舎跡地について、地方公共団体等からの要請があった場合には、仮設住宅用敷地等として提供するよう要請した</li> <li>○被災した職業能力開発施設等において、訓練修了のため補講等による訓練期間の延長を認めるとともに、被災に伴い訓練を受講できない訓練生の受けた訓練時間が、あらかじめ定められた訓練時間の8割以上であれば、修了とみなせることにした</li> <li>○緊急人材育成支援事業により実施される職業訓練(以下「基金訓練」という。)について、被災により訓練受講が困難となったが訓練が中止とならない場合には、訓練・生活支援給付の支給を行うなどの措置を講ずることとした</li> </ul>
	18		<ul style="list-style-type: none"> <li>○派遣先の直接被害により派遣事業が休廃止した場合も、雇用保険の激甚災害法に係る休業特例の対象となることを通知</li> <li>○災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について建設業団体に要請</li> </ul>
	19		<ul style="list-style-type: none"> <li>○(独)雇用・能力開発機構に対し、雇用促進住宅に、東京電力福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者も受け入れるよう要請</li> </ul>
	21		<ul style="list-style-type: none"> <li>○休業票について、特例的に、地域の賃金相場等に基づき職権により作成することができること、各居住地以外を管轄する安定所でも給付手続ができること等を通知</li> </ul>
	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者生活支援各府省連絡会議(各省次官長官会議)の発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働大臣より、主要経済団体等(258団体)に対して、被災新卒者の就職活動に支障の来すことのないよう要請</li> </ul>

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
	23		○被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金立替払制度について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うよう、関係労働局に対して指示
	24		○震災に係る離職者等に対する職業転換給付金制度の適用について、災害救助法適用地域（東京都を除く）を、職業転換給付金のうち「広域求職活動費」（遠隔地面接旅費相当）、「移転費」（転居費相当）、「訓練手当」の支給対象となる「激甚な災害を受けた地域」として指定。これにより、被災により離職を余儀なくされていた者や内定を取り消された者が、ハローワーク所長の受講指示により公共職業訓練を受講した場合に受講期間中の訓練手当を支給されることになった
	25		○被災地以外のハローワークでも、雇用維持、職業相談・職業紹介、雇用保険、各種情報提供等のきめ細かな相談援助を行うために、特別相談窓口の設置を指示 ○震災被災者に係る職業紹介について、職業紹介業務を円滑に運用するため、被災求職者の求職受理等の留意事項を整理するとともに、避難所への出張相談、合同就職面接会の実施を指示 ○被災地域等の労働局とその管内の労働基準監督署を中心に、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に対応するため、緊急相談窓口を開設
	26	○被災者等就労支援・雇用創出推進会議発足	
	28	○第一回被災者等就労支援・雇用創出推進会議の開催	○厚生労働大臣より人材派遣関係団体や主要経済団体へ派遣労働者の雇用の安定・保護について要請 ○全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、採用内定取消しを受けた学生等への相談や就職支援を実施 ○東京電力福島原子力発電所の影響により、避難指示地域及び屋内退避指示地域にある事業所が事業を休業をするに至った場合、激甚災害法の雇用保険の特例の対象となることを通知 ○建築物等の解体、改修工事、がれきの処理での労働災害防止対策の徹底を建設業界団体に要請
	29		○計画停電対象地域で電力供給事情、被災3県への応援派遣、避難者対応の全国的な拡大等の事情を考慮し、被災地外のハローワークでは、サービス提供時間の延長について縮小を可能とすることを通知 ○雇用促進住宅の取扱いについて従前平成23年9月末日としていた貸与期限を、被災者が希望すれば、6か月ごとに最長2年（平成25年3月末日）まで更新可能に改める旨整理 ○震災への対応として設けられた雇用・労働に関する様々な特例措置を一覧にまとめたリーフレットを、従業員・失業者向けと事業主向けの2種類作成し、全国のハローワーク、労働基準監督署等で配布。ホームページにも掲載
	30		○事業主が、有期契約労働者とパートタイム労働者の雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮を行うよう、厚生労働大臣から、使用者団体に対して要請 ○未払賃金立替払制度の分かりやすいリーフレットを作成し、監督署等の緊急相談窓口や避難所等での配布などによる同制度の周知を都道府県労働局に対して通知 ○東京電力福島第一及び第二原子力発電所で発生した事故に伴い避難指示等が行われた地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金立替払制度について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うよう、福島労働局に対して指示 ○被災者に対して優先的な取扱いや一定の配慮を行う「震災被災者対象求人」の確保を指示
	31	○第二回被災者等就労支援・雇用創出推進会議を開催し、基本方針を策定	○甚大な被害を受けた岩手、宮城及び福島労働局で行政需要が当面高止まりすることが予想されたことから、全国規模での応援派遣を実施する旨全労働局に通知 ○（独）雇用・能力開発機構の青森、岩手、宮城、福島と茨城センターに、職業訓練受講者や事業主等からの職業訓練や助成金の取扱い等の相談援助を行う「震災特別相談窓口」を設置

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
4	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間の職業紹介会社等が、避難所などで被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるようにするため、窓口ごとにパーティションで仕切りを設けること等を不要とする業務実施方法についての要件を緩和するなどの措置を講じた</li> <li>○当面の職業安定行政系統の相談員の業務執行体制について、当面の間相談員の種類の大括り化で定めた大分類の業務を超えて必要な場所で必要な業務を行わせることを特例的に可能とし、緊急支援の体制構築にむけ、各労働局の裁量の余地を幅広くもたせる旨整理</li> <li>○被災地に滞在する技能実習生に対する支援策として、被災地に滞在する技能実習生を対象とするメンタルヘルスアドバイザーの特別巡回相談や実習継続希望者への技能実習の継続支援等を内容とする委託契約を締結</li> </ul>
	2		<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所と連絡の取れない者等の雇用保険受給手続きに関して、疎明書による手続を可能とすることを通知</li> </ul>
	4		<ul style="list-style-type: none"> <li>○(独)高齢・障害者雇用支援機構の地域障害者職業センターに特別相談窓口を設置</li> <li>○(独)高齢・障害者雇用支援機構にて障害者の雇用継続に必要な支援機器の被災地への優先的な貸出しを実施</li> </ul>
	5	<p>○第三回被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、当面の緊急雇用対策として、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』の「フェーズ1」を取りまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3月17日から実施している雇用調整助成金の特例の一部について、地域および対象事業主を拡大</li> <li>○障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給要件の緩和等(支給決定がなされていない時点で助成対象施設・設備が崩壊し使用不能になった場合にも、支給対象とする特例など)を決定</li> <li>○被災県での実習型雇用の実施を促進するため、基金訓練修了者以外の者も実習型雇用の対象として差し支えないとする対象要件の緩和を実施</li> <li>○被災者向けの特別訓練コースの修了後の他の職業訓練受講、他の公共職業訓練修了後の特別訓練コース受講の取扱いについて指示</li> <li>○被災離職者の再就職を促進するため、機動的な職業訓練の拡充・実施、あっせん特例、職業転換給付金制度等の適用を指示</li> <li>○被災求職者の雇入れに積極的な求人事業所に関してマスコミ等の報道があった場合、ハローワークから求人開拓の取組みを徹底するよう指示</li> <li>○被災3県のハローワークで、平日夜間、土日及び祝祭日を開庁し、サービス提供時間の拡大を図るとともに、土日及び祝祭日には労働基準監督署職員もハローワークに出張し相談対応を行うよう通知</li> <li>○被災地や被災地以外のハローワークで、農林漁業者に対する広域職業紹介を実施するよう指示</li> <li>○震災に伴う雇用創出基金事業の要件緩和を実施し、重点分野雇用創造事業に「震災対応分野」を追加</li> <li>○訓練定員の拡充や被災した方向けの特別コースの設定など、被災地や被災した方の受入先等で公共職業訓練(建設関連分野など)を機動的に拡充・実施</li> <li>○東日本大震災に伴う未払賃金の立替払についてのQ&amp;Aを作成し、同制度の周知を都道府県労働局に対して通知</li> </ul>
	6		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)実施団体に対して、①避難を余儀なくされているサポステの利用者に対して出張相談や電話、メールを活用した相談等、地域の実情に応じた支援を実施すること、②遠隔地への避難により従来の居住地を管轄するサポステへの通所が困難な利用者が別のサポステの利用を希望する場合に、当該利用者の支援内容の引継等の連携を実施することを要請。</li> <li>○被災地の卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金(3年以内既卒者トライアル雇用奨励金、3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金)の支給金額の拡充・要件緩和を実施。</li> </ul>
	7		<ul style="list-style-type: none"> <li>○震災による公共職業訓練等が実施困難となった場合、当初の訓練期間を限度に、訓練延長給付を支給する取り扱いなどを通知</li> <li>○基金訓練について、被災により訓練が中止となった場合には、当初予定されていた訓練期間を限度として訓練・生活支援給付を支給することにした。</li> <li>○震災により訓練手当を受給していた求職者が公共職業訓練等を継続して受講できなくなり、ハローワークが他の訓練等を受講するよう受講指示の変更を行うおうとする場合に、他の訓練等の受講を開始するまでの間は、当初予定されていた訓練期間を限度として、訓練手当を受給することができるよう取扱いを変更</li> </ul>
	8		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「日本はひとつ」しごと協議会の開催に当たっての留意事項について指示</li> <li>都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体が参集する「日本はひとつ」しごと協議会を、地元の事情に配慮しつつ、被災県ごとに設置し地域レベルで合意し推進することにした</li> <li>○厚生労働大臣から人材派遣関係団体等に、被災した派遣労働者等に対して求人募集企業とのマッチング等について積極的に行うよう要請</li> <li>○労働者派遣事業適正運営協力員に対して派遣元・派遣先事業所での「派遣切り」防止のための相談等を依頼するよう指示</li> </ul>

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
	9		○地震、津波等の影響雅大きい地域の被災者が、事業主と連絡が取れない場合等の雇用保険関係手続き(適用関係)を疎明書により対応する旨整理
	11		○被災新卒者の就職活動に支障の来すことのないよう、主要経済団体等に要請を行うとともに、内定取消し者等に対する就職支援等を実施 ○水産庁から提供された漁業分野に関連する求人情報を、被災地及び被災者が多く避難しているハローワークや避難所に提供し、職業相談・職業紹介を適切に対応するよう指示 ○平成23年度技能検定試験について、天災その他やむを得ない事由に応じて、都道府県で受検申請期間、実技試験の実施期間等を延長して差し支えないことにする旨、都道府県知事宛通達を发出 ○厚生労働大臣が主要経済団体に対して、労働者の雇用維持や被災者の雇入れ等雇用問題への配慮を図っていただくよう要請
	13		○震災の影響で基金訓練又は公共職業訓練が中止となった場合の訓練・生活支援給付を適切に対応するようハローワークに対し指示 ○震災に伴う雇用調整助成金の支給申請手続きの特例措置を実施し、臨時支給申請書により添付書類を代替することを可能とした(23年9月16日まで) ○緊急雇用創出事業の活用により、学校教育の再開等に資する事業を実施することが可能である旨周知
	15		○雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットの第2版を作成し(第1版は3月29日作成)、全国のハローワーク、労働基準監督署等で配布。ホームページにも掲載 ○公共職業訓練の運用について、被災した公共職業能力開発施設から、カリキュラムの同一性がある他の公共職業能力開発施設の訓練科に転校させることができる旨明示するとともに、被災した公共職業能力開発施設において一定の要件を満たした場合には訓練を修了したのものとしても差し支えないとする旨示した ○厚生労働大臣が主要経済団体に対して、労働者の雇用維持や被災者の雇入れ等雇用問題への配慮を図っていただくよう要請
	18		○雇用創出基金事業について、被災求職者を活用し、専修学校教育の場や就職支援活動での事業の実施が可能であることを周知 ○未払賃金立替払制度の手続きのわかりやすいリーフレットを作成し、同制度の申請を促進するよう都道府県労働局に対して通知
	20		○全国農業会議所・全国新規就農相談センターから提供された農業分野に関連する求人情報一覧を被災地及び被災者が多く避難しているハローワークや避難所に提供し、職業相談・職業紹介を適切に対応するよう依頼
	22		○東京電力福島第一原子力発電所の事故により計画的避難区域等が設定されたことを踏まえ、計画的避難区域等とされた地域にある事業所が休業するに至った場合は、「雇用調整助成金」「雇用保険の特例措置」の対象となることを通知 ○「日本はひとつ」しごと協議会等で収集した情報を活用した求人開拓の積極的な実施について指示 ○重点分野雇用創出事業の活用により、被災地等で保健医療提供体制の確保を図ることが可能である旨周知 ○休業中の事業所でのボランティア(自発的・無報酬の労務の提供)を行った日は、雇用保険制度で失業の認定ができることを明確化し通知 ○今後のがれき処理事業の本格化に向けて、労働災害防止対策のQ&A、安全に作業を進めるための注意点をまとめたリーフレットなどを、都道府県労働局、被災地の労働基準監督署等で配付するとともに、安全衛生パトロールを実施 ○東京電力福島第一及び第二原子力発電所で発生した事故に伴い警戒区域等が設定された地域(屋内退避区域が解除された地域を含む。)の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金立替払制度について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うよう、福島労働局に対して指示
	26		○職業安定局長から、派遣労働者を受け入れている派遣先関係団体(約240団体)に対して、労働者派遣契約の中途解除を行う場合、契約の規定等に基づき適切な補償をすること、節電の影響で操業の一時停止をする時でも、派遣労働者の雇用の安定とその保護のために配慮することを要請 ○東日本大震災の影響により部分開庁をしていたハローワーク相双について、全面開庁
	27	○第五回被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、補正予算、法律措置などによる総合的な対策として、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』の「フェーズ2」を取りまとめ	○重点分野雇用創出事業の活用により、被災者支援社会的包摂事業モデルに沿った取組を実施することが可能である旨周知
	28		○重点分野雇用創出事業の活用により、被災地等での福祉サービスの提供体制の確保に資する事業を実施することが可能である旨周知 ○首都圏で就職活動を行う被災地域の学生・生徒(3年以内の既卒者を含む)の皆様は、(独)国立青少年教育振興機構及び(独)労働政策研究・研修機構の協力により、宿泊施設を無料で提供

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
5	2	<p>○「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」成立</p> <p>○第一次補正予算成立(4兆153億円)</p>	<p>○重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、「震災対応事業」を実施</p> <p>○雇用調整助成金について、対象をさらに拡大するとともに対象労働者や支給限度日数についての特例措置を実施</p> <p>○被災者を雇い入れた企業に助成金を支給する被災者雇用開発助成金の創設</p> <p>○被災学生等に対する各種の対策を実施するために必要なジョブサポーターを増員し、被災学生のための求人開拓を実施するとともに、高校・大学等と連携し、高校・大学等や避難所等への出張相談を実施。また、拡充した奨励金を活用し、ハローワークの全国ネットワークを活かした求人開拓を実施</p> <p>○都内の事業所等で被災学生に配慮する事業主による「被災学生等支援就職面接会」を開催。事業主に被災学生への特別な配慮(寮への即入居、入社一時金の支給等)を求めると共に、被災学生に交通費や宿泊費負担が生じない「就活バスツアー」を開催</p> <p>○就職支援ナビゲーターや求人開拓推進員を増員し避難所への出張相談、求人開拓、合同就職面接会等の一層の効果的実施及び障害者に対する出張相談に当たっての留意事項等を指示</p> <p>○「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の公布・施行により、震災により休業及び離職を余儀なくされた方の給付日数について原則60日の個別延長給付を更に60日分延長する特例措置を実施</p> <p>○雇用・能力開発機構の行う学卒者訓練及び在職者訓練の受講料等を免除することにした</p> <p>○被災した公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設の早期復旧を図るため、被災した施設・設備に対する都道府県への国庫補助率の引き上げを行った</p> <p>○被災した公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設の早期復旧を図るため、被災した施設・設備の修繕等を行う場合の補助対象経費の下限の引き下げを行った</p> <p>○被災地域で、建設設備、ビル設備等の復旧・復興に必要な知識及び技能の習得を目的とした職業訓練(施設内訓練)について、被災地域の離職者等を対象とした職業訓練コースを拡充して実施</p> <p>○労働保険料等の免除の特例等を定めた「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等が公布・施行、同日付で都道府県労働局あて通知するとともに、詳細な取扱いについて都道府県労働局あて通知(5月9日、5月20日一部改正)及び関係団体に周知依頼(5月2日、5月20日)</p> <p>○未払賃金の立替払の原資となる補助金を増額(独立行政法人労働者健康福祉機構へ5月18日に交付)</p>
	9		<p>障害者雇用調整金等の申請期限を延長する旨を(独)高齢・障害者雇用支援機構及び労働局あて通知</p>
	13		<p>○国土交通省から提供された造船関連事業所の求人情報一覧を、被災地及び被災者が多く避難しているハローワークや避難所に提供し、職業相談・職業紹介を適切に対応するよう指示</p> <p>○東京電力、主要経済団体、人材ビジネス事業者団体に対し労働者の募集や求人の申込、労働契約の締結に当たって、労働条件等の適切な明示をすることを要請</p>
	19		<p>○被災地のハローワーク利用者が、県外求人の検索が容易となるよう、求人情報提供端末における表示や求人票等の掲示について必要な措置を講じるよう指示</p>
	20		<p>○福島第一原子力発電所の緊急作業に係る求人の受理に当たって、労働者の健康管理規定等、確認すべき事項について指示</p> <p>○労働保険料等の免除の特例について、免除の要件や申請方法を記した事業主向けリーフレット等を作成</p>
	23		<p>○原子力発電所事故に伴う福島県での雇用機会の拡大及び経営支援等への取組みについて、経済産業省、厚生労働省及び福島県が連携して施策を実施することを確認</p> <p>○雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットの第3版を作成し、全国のハローワーク、労働基準監督署等で配布。ホームページにも掲載</p>
	24	<p>○「日本はひとつ」しごとプロジェクトのシンボルマークを厚生労働大臣から公表</p>	<p>○雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給にあたり、被災地の地域貢献等に寄与する活動を、教育訓練とみなす特例を整理</p>
	26		<p>○雇用創出の際の雇用の質(労働条件、安全衛生など)への配慮について被災者等就労支援・雇用創出推進会議メンバーに対し、座長である小宮山副大臣から文書で要請。地域レベルでもしごと協議会関係者に要請</p> <p>○被災3県のサービス提供時間の拡大の通知に基づく対応について、6月以降、各ハローワークの利用状況に鑑み体制を縮小、土曜日に開庁を継続する仙台所に、労働基準監督署職員が出張し、休日労働相談対応を継続するよう通知</p>

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
	27		<p>○6月は失業者の自殺が多い月であると言われていたことから、ハローワークを中心に、求職者の心の健康に係る配慮や各種事業の周知を行うよう指示</p> <p>○基金訓練について、被災地で発生しているがれき処理等に必要人材を育成するため、車両系建設機械運転技能講習等を実施する特別訓練コースの設定を奨励するとともに、基金訓練の受講要件や訓練・生活支援給付の給付要件の緩和等を実施</p> <p>○災害復旧工事の労働災害防止対策の徹底について、梅雨入り以降特に懸念される事項を、建設業団体に要請</p>
6	3		<p>○重点分野雇用創造事業に関して、被災県に対して、事業コーディネータ、人事労務管理者などの配置が可能である旨の更なる活用方法を提示</p> <p>○厚生労働省から建設業界内での設置を要請していた「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」会合が開催</p>
	6		○首都圏の労働局・ハローワークが開催する高校生向け企業説明会に、被災地の高校進路指導担当に出席してもらい、企業に対し自校のアピールを実施
	7		○日本商工会議所から震災被災者を対象とした求人確保を要請を受け、商工会議所からハローワークに震災被災者対象求人を情報提供し、ハローワークから商工会議所にその結果をフィードバックすることを実施
	8		○震災に係る未支給失業者等給付について、遺族が避難している場合には他の安定所で支給できること、請求書類の提出が困難な場合は死亡記事掲載の新聞記事でも可能とすること等を通知
	10		<p>○自治体発注事業に係る求人の確保、受注企業情報の入手、受注企業への求人開拓、積極的な職業紹介を指示</p> <p>○労働者の被災地でボランティア活動への参加を促すため、ボランティア休暇制度の整備等について要請</p>
	13		○震災により被災して行方不明となった受給資格者等の生死が平成23年3月11日の翌日から起算して3カ月間確認できない場合、未支給失業等給付について、この受給資格者等が死亡したものと推定して遺族が請求を行うことができることを通知
	21		<p>○東日本大震災及び節電対策に伴う事業所内保育施設設置・運営等助成金の取扱いについて支給要領上の要件を一時的に満たさない場合であっても、弾力的取扱をするよう指示</p> <p>○緊急人材育成支援事業(震災対応)の周知のため、周知用のリーフレットを作成し、ハローワークで配付</p>
	24	○復興基本法施行	<p>○震災対策特別訓練コース等における募集期間等に係る留意事項について指示</p> <p>○「日本はひとつ」しごとプロジェクトシンボルマークの決定について周知</p>
	25	○東日本大震災復興構想会議で「復興への提言～悲惨のなかの希望」を決定、菅総理に手交	
	27		<p>○被災3県のサービス提供時間の拡大の通知に基づく対応について、7月以降も仙台所の土曜日開庁を継続、ただし、労働基準監督署職員の出張労働相談対応は行わないことにする旨通知</p> <p>○成長分野等人材育成支援事業について、被災者雇用開発助成金が助成対象としていない制度創設前に雇い入れられた被災者、震災前と同一の事業所に再雇用された被災者、を雇用している事業主への支援策として措置</p>
	28	○東日本大震災復興対策本部(第1回)開催、菅総理から7月中の基本方針策定が指示	
	30		<p>○今夏の電力使用制限に伴う雇用調整助成金等の取扱いの明確化(電力抑制への自主的協力分は対象外、その他の経済上の事情は対象となることを整理)</p> <p>○重点分野雇用創造事業による就労と雇用保険の失業給付期間との関係を整理し、重点分野雇用創造事業のさらなる活用を周知</p>
7	1		<p>○東京電力福島第一原子力発電所の事故により特定避難勧奨地点とされた地域にある事業所が休業するに至った場合は「雇用保険の特例措置」及び「雇用調整助成金」の対象となることを通知</p> <p>○安全衛生に関する専門的支援の拠点を被災3県に開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施</p>
	5		○雇用創出基金事業の活用による被災地等で高齢者の雇用・就業機会の確保に資する事業の実施について周知
	6		○「東日本大震災復旧・復興講じ安全衛生推進本部」第2回会合を開催し、被災地域ごとの安全衛生協議体制の構築、中小企業で安全衛生教育を徹底するための具体的方策について検討
	8		○震災により被災された勤労者が住宅の取得、補修のために財形持家融資を新たに受ける場合に貸付金利の引き下げ等を行う特例貸付を実施し、(独)雇用・能力開発機構のHPに公表

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
	19		○重点分野雇用創造事業の活用により、被災自治体での衛生面や環境面への対処に係る取組みに活用することが可能である旨通知
	22	○第六回被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、復興構想会議提言を踏まえた、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』の「フェーズ3」の進め方等について議論	
	25	○第二次補正予算成立(1兆9,988億円)	○被災3県のサービス提供時間の拡大の通知に基づく対応について、8月以降、土曜日開庁を継続していた仙台所について、震災前の対応に戻すこととして差し支えない旨通知 ○建設業団体に対し、震災に伴う復旧・復興工事の実施に当たって、建設業務の労働者派遣が禁止されていることなどから労働者派遣法の遵守に向けて周知啓発を要請 ○重点分野雇用創造事業の事業実施期間を、平成23年度末から、平成24年度末までに延長 ○求職者支援訓練の認定基準等を定める省令を公布。附則で、平成24年3月31日までに開始される訓練については、東日本大震災により被災した青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県で、車両系建設機械の運転技能等を習得するための震災対策特別訓練コースの設定を可能とした
	26		○成長分野等人材育成支援事業について、被災者雇用開発助成金が助成対象としていない制度創設前に雇い入れられた被災者及び震災前と同一の事業所に再雇用された被災者を雇用している事業主への支援策として措置
	29	○「東日本大震災からの復興の基本方針」決定	○厚生労働大臣、文部科学大臣から、主要経済団体及び業界団体257団体へ採用枠の拡大や追加求人提出、応募書類の一部を記載できない場合も、不利益な取扱いを受けないよう配慮することを要請 ○被災地の生徒の就職希望地・職種を調査し、これに基づいた求人開拓を8月に集中的に実施し、全国で就職機会を確保
8	5		○重点分野雇用創造事業(震災対応事業)で賃金等の支払い方法について月払いだけでなく、日払い等が可能である旨周知
	17		○新規追加された特定被災区域の労働保険料等の免除の特例について、平成23年3月1日に遡及して適用されることを都道府県労働局に通知するとともに、関係団体に周知を依頼
	26	○第七回被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、本格的な雇用復興に向け、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』の「フェーズ3」骨子を策定	
	30		○地方自治体が発注する災害廃棄物処理に関し、発注者として行うべき作業者の安全衛生面への配慮等について、環境省と連名で関係12道県に要請するとともに、関係12道県の労働局あて通知 ○8月30日に取りまとめられた「電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和等について」の中で、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置が一部地域において前倒しで終了することを労働局に周知すると同時に、引き続き適切な相談対応を実施するよう通知
	31		○災害復旧工事での労働災害防止対策の徹底について、今後、集中的に実施される「地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事」で懸念される対策について、建設業団体に要請
9	5		○「東日本大震災復旧・復興講じ安全衛生推進本部」第3回会合を開催し、被災地での復旧・復興事業での連絡会議の設置・運営等について検討
	14		○平成25年3月31日までに、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)で開始を予定している求職者支援訓練の認定基準のうち、教室の面積基準等の施設及び設備に係る要件の一部弾力的運用を認めた
	22		○震災による被害等により公共職業訓練等の受講が困難であった雇用保険受給資格者についてはその残日数にかかわらず受講指示の対象となり得ること等を通知
	26		○離職者等が生じた地域にある農協及び漁協に訪問し、全国農業会議所・全国新規就農相談センター及び水産庁から提供された求人情報の提供や離職者状況を把握するなど連携を取るよう指示
	28		○雇用保険法第25条第1項の規定に基づき広域延長給付の措置を決定。被災3県の沿岸地域等を対象地域として指定することを告示し、こうした地域に居住し、広域的な求職も視野に入れた活動を行う求職者の給付日数を90日分延長する措置を実施
	30		○緊急時避難準備区域の解除後も雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金の対象となることを通知 ○緊急時避難準備区域が9月30日に解除されたことに伴い、免除の要件に係る緊急時避難準備区域の取扱いについて、都道府県労働局あて通知するとともに、関係団体に周知を依頼

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
10	1		○雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の場合に訓練期間中に給付金を支給し、ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、早期の就職を支援する、求職者支援制度を創設
	4		○震災の被災地でがれき処理等、がれき撤去等のボランティアを行った場合の失業認定の基準について通知
	21		○今後、「まちづくり」の本格化に伴い、工事エリアごとに関係者が安全衛生対策を協議するための組織、連絡会議の設置を岩手、宮城、福島の3労働局に対して指示 ○雇用創出基金事業の活用により、健康生活サポーター（仮称）の養成や健康生活サポーター（仮称）を活用した生活不活発病対策の実施が可能である旨周知
	25	○第八回被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、本格的な雇用復興に向けた予算措置等として、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』の「フェーズ3」を取りまとめ	
11	21	○第三次補正予算成立（1兆7,335億円）	○「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3を踏まえた取組について指示し、その中で「日本はひとつ」しごと協議会の開催に当たったの留意事項について通知 ○求人開拓推進員を増員し、求人開拓の更なる積極的な実施について指示 ○被災者を対象とした訓練規模の拡大に伴い、就職支援ナビゲーターを増員し、訓練修了者に対する就職支援の強化を指示 ○被災地の障害者就業・生活支援センターについて、きめ細かな就業支援等を行うために、就業支援担当者の追加配置や事務補助員の配置を行う ○被災地の「地域障害者職業センター」について、支援体制を強化し、障害者や事業主への支援の充実を図るため、岩手、宮城、福島の各センターのジョブコーチを増員、宮城のセンターについては、評価アシスタントを増員 ○重点分野雇用創造事業を積み増し、「雇用復興推進事業」、「震災等緊急雇用対応事業」を実施 ○被災者雇用開発助成金について、対象者を10人以上雇い入れた場合の上乗せを実施 ○被災地の復旧・復興や、今後、雇用が見込まれる環境・エネルギー分野等の成長分野の人材育成を進めるとともに、急速な円高による雇用への影響も考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練規模等の拡充を行い、各都道府県等に対して、訓練の追加設定を要請 ○震災被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、受講料や住居費の一部を助成できるよう、成長分野等人材育成支援事業で措置 ○既に配置している岩手、宮城、福島労働局の労働基準相談員を増員するとともに、新たに東北電力管内の労働基準監督署に労働基準相談員を配置し、相談・援助対策を整備
	22		○復興工事に従事する際に技能習得等のための教育訓練について、職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会富士教育訓練センターと協力・連携を図る旨指示 ○長期失業者等総合支援事業を2月支援開始で事業実施。ハローワークでリーフレット配付により求職者に周知
	24		○被災地の障害者の雇用確保及び雇用継続を図るため、実習型雇用支援事業の対象となる被災地の障害者について正規雇用奨励金を拡充する旨通知 ○被災学生等に対する各種の対策を実施するために必要なジョブサポーターを増員するとともに、被災新卒者を受け入れる事業主を対象に就職面接会を継続的に開催。中小企業庁の開催する就職面接会についても、ハローワークで周知 ○農林業等就職促進支援事業の拡充について通知 ○被災者雇用開発助成金について、対象労働者を10人以上雇い入れる事業主に対して奨励金を上乗せする措置を実施 ○被災地で実施する農漁業者雇用支援事業の実施要領及び本事業で支給される農漁業者雇用支援奨励金の併給調整の対象となる各助成金等の要領改正を通知 被災地の事業主が能力開発を行う場合や、震災の影響に加え急速な円高の影響を受けた中小企業事業主が新たな事業展開に資する能力開発を行う場合に、キャリア形成促進助成金の助成率の引き上げ等を行うよう、雇用保険法施行規則を改正
	30	○復興財源確保法成立	
12	7	○東日本大震災災害復興特別区域法成立	
	9	○復興庁設置法成立	

月	日	政府としての主な動き	雇用労働対策に関する厚生労働省の主な動き
	12		○雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給終了になることから、認定日を活用した集中的な就職支援の実施等について被災3県のハローワークに指示
	19		○事業復興型雇用創出事業の対象産業施策となる国の政策について周知(随時更新) ○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則を改正し、求職者支援訓練の震災対策特別訓練コースの開始期限を平成25年3月31日までに延長。また、被災3県で平成25年3月31日までに開始した求職者支援訓練の実績について、次回以降の求職者支援訓練の認定審査基準の特例措置を設定
1	1		○第3次補正予算で措置された臨時増員により、24年1月1日付けで福島局の労働基準監督署に2人、ハローワークに20人、合計22人を配置
	6		○雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給終了し、生活困窮状態に陥った方々が適切に就労の場を得られるよう地方自治体に対してハローワーク等との連携強化等の対応を求めた通知を指示
	10		○12月12日発出の「雇用保険の支給残日数が少なくなった者に対する就職支援の徹底について」を被災3県以外のハローワークでも周知し、併せて雇用保険の受給終了者の就職状況等の報告を指示
	13		○雇用保険受給終了者に対し、雇用創出基金事業を活用するなど適切な配慮を行うよう被災県に対し依頼
	20	○第九回被災者等就労支援・雇用創出推進会議「『日本はひとつ』しごとプロジェクト』のこれまでの進捗状況を網羅的に整理	
	23		○生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業を活用し、男女共同参画の促進する事業を実施することが可能であることを周知
2	3		○雇用創出基金事業を活用し、女性が活躍できる事業の実施等、地域の求職ニーズに応じた事業の実施を依頼
	10	○復興庁開庁	
	22		○新規追加された特定被災地域の労働保険料等の免除の特例について、平成23年3月1日に訴求して適用されることを都道府県労働局に通知するとともに、関係団体に周知を依頼 ○労働保険料等の免除を受けている事業主に対し、労働保険料等の免除の特例措置が平成24年2月で終了する旨のハガキを送付
3	7		○「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令」により、休業中も雇用保険の基本手当を受給できる特例の期限を9月30日まで延長

(参考)

- ・復興庁第一回復興推進会議(平成24年2月4日開催)資料
- ・「被災者生活支援チーム対策の経過(事務記録)(未定稿)」(復興庁HP掲載資料)